

徳川林政史研究所所蔵 尾張国熱田旗屋町岡本家文書目録

凡例

一本目録は徳川林政史研究所が所蔵する尾張国熱田旗屋町岡本家文書のうち冊子体文書の目録である。

一 文書の整理・目録の作成は、文書番号・表題・年月日・作成者・受取人・形態・数量・備考を一覧できるようにする作業であった。文書整理は、昭和六〇年に番号・表題・年月日を一覧したノートが作成された。それ以前には番号・表題・年月日を記したカードが作成されている。今回の整理では主としてこのノートをもとに、作成者・受取人・形態・数量・備考を新たに加えて、史料整理を遂行し、目録作成・コンピュータ入力・目録刊行に取り組んだ。

一 文書はほとんどが縦冊・横帳の形態をとつていて、保存状態は悪いものではない。文書のなかには、今回の史料整理以前に裏打ちが行われて、厚紙表紙がつけられ、表題が書かれているものもある。いつ補修作業が行われたかの来歴は残念ながら失われている。文書の伝来についても残念ながら記録類はない。

一 文書番号は、今回の史料整理以前に決定されていたので、これを崩すことなく、文書表紙に貼付されているラベルの番号を基本にした。文書一冊ごとに一番号を付すことが原則とされていた。二九番・三〇番・一〇九番・一一〇番・二八三番・四〇九番・四一三番には今回の整理以前に枝番号の処理が加わっていたために、それを尊重した。合冊されているものは、(1) (2) …のように各冊に()番号を付し、備考に注記した。

一 表題は、原文書の表題を原則として採用した。合冊されているもので、厚紙表紙の表題を採用したものや今回の整理担当者が内容をまとめたものは「」を付して表題とした。合冊されているものは、昭和六〇年の整理ノートでは表紙表題のみが書かれていたが、今回は各冊の表題がわかるように備考に各冊の表紙の情報を注記した。

一 年月日は原文書の年月日を原則として採用した。今回の整理担当者が内容から推測したものは()を付した。合冊されているものは、各冊の年月日がわかるように表紙の情報を備考に注記した。

一 作成者・受取人は、原文書の作成者・受取人の表記を原則として採用した。今回の整理担当者が推定したものについては()を付した。合冊されているものは、各冊の作成者・受取人がわかるように表紙の情報を備考に注記した。

一 形態は・縦冊(縦)・横帳(横長)・列帖とじ(列)・綴りとじ(綴)・半帳(半)を組み合わせた。一五九番は絵図、四〇八番は一紙ものを一括して厚紙表紙がつけられている。

一 数量は一番号一冊とした。合冊されているものであっても一冊とした。合冊されている場合その冊数が数量になるとも考えられるが、今回の場合は合冊の注記でわかるようにした。

一 備考については○印を文頭に付し各文書に注記した。内容は多岐にわたりが、この目録の生命線である。目録利用者に供するところは大きいと考える。合冊されているものについては、「」で表紙裏表紙の記載を引用したものと、表紙の表題を文章に一部に取り込んだものとがある。記載に差はあるが、内容的な誤謬はないと考え、そのままにした。整理者の傾向のとしてご理解いただきたい。

一 岡本家文書は国文学研究資料館国立史料館にも数点所蔵されている。
一 今回の史料整理・目録作成は、須田肇が担当し、新修名古屋市史(編さん室)の援助のもと、内山公宏・関口かおり・谷本晃一・保延有美の多大な助力を得た。感謝申し上げる。

一九九七年三月

番号

表題

御触状之写

○主に「奉行所」からの触状の請取状。

年月日 作成者
寛政九・三(～寛政〇・五) 篠屋町丁代

受取人

形態
縦

数

一

御達帳

○熱田旗屋町から奉行所へ提出した文書の控。いづれも達を承知した旨の請状。

享和四・正(～享和四・三) 篠屋町

縦

二

御達シ扣帳

○熱田旗屋町から奉行所へ提出した文書の控。伊勢参宮願。他領より嫁呼寄届など。

文化二・二(～文化三・三) 篠屋町

縦

三

町内惣連判之帳

○火の用心の徹底などの趣奉行所より仰せ出されるにつき町内惣連判(九八名)。

宝暦二・閏四

縦

四

御達シ之帳

天保七・三

縦

五

乍恐奉願上候御事「旗屋町願書」

天保七・三

縦

六

○熱田旗屋町から奉行所へ提出した文書の控。日傭参詣等につき他領へ出村した者についての届など。
町清三郎・同町与右衛門ら熱田神領地惣代が熱田大宮司へ年貢納方につき出願したい旨を奉行所に届けたものの控。

控。

口上之覚「旗屋町願書」

天保七・三

縦

○田地相続に関する内々の届。下書か。

番号

表題

年月日

作成者

受取人

形態

数

八

神領願書留

(文化10～文政11)

地持当番

- 熱田神領地惣代から神領方衆中へ出された願書の写の綴。

九

「旗屋町願書」

(天保1～弘化4)

- 熱田神領地持惣代共から神領懸衆中へ出された願書の写しの綴。

一〇

御巡見様三州岡崎承合覚

宝暦1・2

伊勢国鈴鹿郡龜山宿

縦

一一

神領御帳面目録

文政10・元

神領懸り預

縦

一二

神領地根居

(安永5)

縦

縦

- 表紙に「読合済」とあり。無年貢地だった熱田神領が元禄元年以降熱田神宮の神納年貢地になるので、それ以後の年貢の納め方の状況を記したもの。

一三

米穀下直二付諸色引下方覚

(天保3)

旗屋町

縦

- 旗屋町岡本清吉（茶小売）、万屋利平（有明油）などの商品値段引き下げについての書上。合点あり。五二軒の記載。

一四

寺社奉行所より参り候書付写シ（調達金留）

(嘉永1)

縦

- 寺社奉行所調達金につき、期間延長承諾書及び神領地庄屋への利息割渡覚、寺社奉行所の預り証文の写しなどを綴つたもの。

番号

一五

表題

年月日

作成者

受取人

皆無場書上

寛政九・二

旗屋町儀兵衛

形態

数

一六

御巡見様御通行役覚帳

天保九・三

福岡村房吉控

横長

一

一七

〔御達シ之帳〕

天明四・正

(1)～(4) 旗屋町

縦綴

一

一八

〔御達シ之帳〕

明治元・九取調

(1)～(4) 旗屋町

縦綴

一

- 四冊の合冊。(1) 天明四・正、(2) 寛政六・二、(3) 文化三・正、(4) 文化一〇・正の四冊の御達帳を合冊したもの。いずれも旗屋町から奉行所に出されたものを奉行所が承認したもの。

一九

雲心寺控堀川通東河縁確証書類記録之写

(文化二～天保七)

縦

一

神領西田面悪水落松願書控

(文化二～天保七)

縦

一

通俗熱田事跡物語卷一、

(貞享年)

縦

一

○卷之二のみ。所々に書き込みがされている。写本であろう。巻頭に目録あり。「熱田太神宮御縁起」を収める。

日本武尊の「東夷征伐」が中心。寅年正月の写し。

二〇

熱田名田地御検地入御年貢被仰付候節前後始終之覚書

(貞享三)

縦

一

番号

表

題

年月日

作成者

受取人

形態

六

数

○「寛保二年戊七月八日より同十二日迄二写取候ては、加藤安左衛門持參也、神納願之相談所、安衛門所之由承ル、岡嶋紀宣写之」とある。熱田名田の由緒ほか。

三

〔神領地改寄帳〕

(1) 篠屋町作左衛門・やす・(2) 旗屋町作左衛門・(3) 雛

屋町やす

○三冊の合冊。(1)「神領地改寄帳」、(2)「神領地買得改帳」(1冊)計三冊の合冊。(2)に天保三・明治五・七年の記述あり。

三

〔神領地改寄帳〕

(1) 秋月寺・(2) 楞加院・(3) 同通寺・

寺下末寺

○三冊の合冊。(1)「神領地改寄帳」(秋月院・留心寺)、(2)「神領地改寄帳」(楞伽院)、(3)「神領地改寄帳」(円通寺、同寺下末寺)の合冊。

四

〔神領地改寄帳〕

神戸天王領八ヶ村

明治四・一

元社家中

縦

一

上地分地寄改帳

○個人別の田畠反数等級書上。元社家の持分か。

五

○棹受別の田畠反数・等級書上。
浜新開・石経 地寄帳

六

一

縦

一

上地分地寄改帳

番号

表題

年月日

作成者

受取人

形態

二七

境内四斗安御用捨高寄帳（諸寺院）

延享三・三

縦

- 「境内四斗安御用捨高寄帳、延享三年寅十二月、諸寺院、九冊物之内」。

二八

神領地之内熱田輪中之諸寺院境内屋敷之分書抜帳

延享三・三

一

- 「延享三年寅十二月、九冊物之内、「寛延四未六月改」とあり。寺院別の記録。」

二九

「熱田地価下調」(一十三字千竈)

(明治)

一

- 字千竈の一番～六八番までの地主別地価（田畠、屋敷地）書上。合印及び岡山・水谷の朱印あり。名寄帳に準じた形式。

三〇

「熱田地価下調」(四十三字宿龜)

(明治) 七・三

一

- 一番～四六番までの地主別地価等書上。
- 一間尚久・中井仁兵衛

三一

「熱田地価下調」(四拾五字桜田)

(明治)

一

- 一番～一四九番までの地主別地価等書上。裏表紙に地主一覧あり。

三二

「熱田地価下調」(六十一字牛巻)

(明治)

一

- 一番～一五四番までの地主別地価等書上。

三三

「熱田地価下調」(七十字内添)

(明治)

一

- 一番～一五四番までの地主別地価等書上。

三四

「熱田地価下調」(七十一字神明前)

(明治)

一

番号 表題 年月日 作成者 受取人 形態 数

○一番～一八〇番までの地主別地価等書上。

元 7 「熱田地価下調」(七十二字浜新開)

(明治)

浜野

縦

一

○一番～一六番までの地主別地価等書上。

三〇 1 尾張國愛知郡第一大区九小区熱田村地価仕出帳

明治

縦

一

○熱田村字五反畠に関する地主別田畠持高・稟米高・正徳米高・地価書上。一番～九四番。(朱書)「九冊之内一」とあり。除地等も含む。

三〇 2 尾張國愛知郡第一大区九小区熱田村地価仕出帳

明治

縦

一

○熱田村字米田に関する地主別田畠持高・稟米高・正徳米高・地価書上。一番～七二番。(朱書)「九冊之内一」とあり。

三〇 3 尾張國愛知郡第一大区九小区熱田村地価仕出帳

明治

縦

一

○熱田村字鍋弦に関する地主別田畠持高・稟米高・正徳米高・地価書上。一番～一六五番。(朱書)「九冊之内七」とあり。

三 尾張國愛知郡第一大区九小区熱田村地価仕出帳 明治六・二

明治

縦

一

○(朱書)「乙」、熱田村字日比野(一番～五番)、字田島起(一番～一二番)、字鍋弦(一番～四六番)、字大起(一番～四番)、字大奥(一～六四番)及び宇掘川向官有地(一番～二番)の地主別田畠持高・稟米高・正徳米高、地価書上。戸長、副戸長連印で愛知郡第一大区区長に提出したもの。

三 尾張國愛知郡第一大区九小区熱田村地価仕出帳 明治七・四

明治

縦

一

番号

表

題

年月日

作成者

受取人

形態

数

三

尾張国愛知郡第一大区九小区熱田村地価仕出帳

明治七・四

○熱田村字五本松（一番～一〇一番）、字玉ノ井（一番～七五番）、字夜寒（一番～七二番）、字高藏（一番～五七番）、字外土居（一番～四五番）、字沢上（一番～八七番）、字宿龜（一番～四六番）に関する地主別田畠持高、
稲米高、正徳米高、地価の書上。（朱書）「拾七冊之内七番」。

四

尾張国愛知郡第一大区九小区熱田村地価仕出帳

明治七・四

○熱田村大新開（一番～七七番）、字東起（一番～九一番）、字文斎（一番～七三番）に関する地主別田畠持高、
稲米高、正徳米高、地価の書上。（朱書）「拾七冊之内十四番」。

五

尾張国愛知郡第一大区九小区熱田村地価仕出帳

明治七・四

○熱田村字御田（一番～一五二番）、字三本松（一番～五五番）、字梅の木（一番～一〇二番）に関する地主別田畠持高、
稲米高、正徳米高、地価の書上。（朱書）「拾七冊之内拾一番」。

六

尾張国愛知郡第一大区九小区熱田村地価仕出帳

明治七・四

○熱田村字牛巻（一番～一〇二番）、字華表先（一番～六四番）、字丸山（一番～九七番）に関する地主別田畠持
高、稲米高、正徳米高、地価の書上。（朱書）「拾七冊之内拾三番」。

七

[地価仕出帳]（五拾壹字中田）

（明治）

佐久間・中井

○地主別田畠持高、稲米高、正徳米高、地価の書上。一番～一四番。「ヨミ合済」とある。

縦

一

尾張國熱田旗屋町岡本家文書目録

番号

表題

年月日

作成者

受取人

形態

数

一〇

〔地価仕出帳〕(四十二字沢上)

(明治)

岡作

○地主別田畠持高、稲米高、正徳米高、地価の書上。一番～八七番。「読合済」とある。

元

尾張國愛知郡第一大区九小区木之免町地価仕出帳

(明治六・二)

縦

四

○熱田村役人に宛てられた地主からの田畠持高、稲米高、正徳米高、絵図面等の書上を綴ったもの。

四

未上地外田仕出取纏帳

(明治六・一)

縦

四

東熱田村川西等級調寄帳

(明治)

四

○(朱)「畠之分」、第一等から第二十一等までに畠を分け、字別に反数を書き上げている。

四

川西上ヶ畠共等級銓評ノ掲簿

(明治)

四

東熱田村

縦

四

○田ノ部、上ヶ畠部、鳴畠之部に分かれ、各々等級ごとに反数を書き上げている。

四

東熱田村川西等級調寄帳

(明治)

四

東熱田村

縦

四

○(朱)「田之分」、第一等から第二十等までに田を分け、字別に反数を書き上げている。

四

惣高畠寄控記

(明治・二)

四

○番号ごとの高数を記す。よくわからないが、字番号を表したものか。

四

地所江附見合可相成書類

(明治六～七年)

熱田村

縦

四

○主に熱田村副戸長介に出された控地、届けていない地所などを記載してくれるようとの願書を綴ったもの。

四

番号
四
表題

年月日	作成者	受取人	形態	数
明治元・八	第壹区尾張國愛知郡熱田旗屋町		縦	一

○地租改正につき町内地所所有権者を、番号・坪数・印形と共に記し、県令に提出したもの。控か。

神領御年貢之儀ニ付奉願上候覚書

(1) 寅・正	(1) • (2) 热田神領	(1) • (2) → 奉行所	縦綴	一
(2) 寅・二	地持共			

○二冊の合冊。(1)「神領御年貢之儀ニ付奉願上候覚書、寛正月、热田神領地持共」(2)「神納御直段御引上ケニ付再願書、寅十一月、热田神領地持共」とある。年貢引上げに際して、神領地の由緒、神納の沿革などを書き上げ、「御救四斗安」を要求している。

天明改神納年貢請印帳

(天明四～天保三)

縦

○新たに神納を勤めるようになる地所の高数・棹請人等を記した年貢請印帳。各々神領庄屋の奥書あり。いずれも神領方へ提出されたもの。

神領年貢取立帳（寺院）

明治元・三

縦

○神領地持寺院に持高数と神納金額を記したもの。八二件。地名は記されていない。

明治元戊辰年神納金銀締括帳

明治元

縦

○明治元年分の神領地年貢皆済につき、神納金締括帳。冒頭に「免定」写し。以下、番号別（町方・寺・他に分かれれる）高数・神納金銀書上。

明治二己巳年神納金銀締括帳

明治二

縦

○明治二年分の神領地年貢皆済につき、神納金締括帳。冒頭に「定免」実物。以下、番号別（町方・寺・他に分かれれる）高数・神納金銀書上。

番号

表

題

年月日

作成者

受取人

形態

数

一三

れる) 高数・神納金銀書上。

三

神領年貢取建帳上(町方)

明治三・二

○番号別高数ならびに神納代金書上。割印あり。取建済印か。番号は主に個人(地持)だが、「年寄中」、「町分」単位のものもある。

三

神領年貢取建帳下(町方)

明治三・三

○番号別高数ならびに神納代金書上。割印あり。取建済印か。番号は主に個人(地持)だが、「年寄中」、「町分」単位のものもある。

三

貢米取建帳(社中)

明治四・三

○番号別高数ならびに神納代金書上。割印あり。取建済印か。番号は個人単位。

三

神領年貢取建帳上(町方)

明治四・三

○番号別高数ならびに神納代金書上。割印あり。取建済印か。番号は主に個人(地持)だが、「年寄中」、「町分」単位のものもある。

三

神領年貢取建帳上(社中)

明治四・三

○冒頭に寛保二年の松平左近将監の達書あり。以下の記載は五四に準ず。割印はなし。

三

神領年貢取立帳(社中)

明治四・三

○番号別高数ならびに代金書上。割印あり。取建済印か。番号は個人単位。

縦

縦

縦

縦

縦

縦

一

一

一

一

一

一

番号

五

表題

神領年貢取建帳（寺院）

明治四・三

年月日

作成者

受取人

形態

数

堯

熱田荘内年貢取立帳（旧神官）

明治五・三

杏

麦米綻年貢扣帳（龍珠寺分）

明治五・三

杏

熱田村年貢取立簿 上巻（町方）

明治六・三

杏

熱田村年貢取立帳（旧神官）

明治六・三

杏

熱田村年貢取立帳 下巻（町方）

明治六・三

杏

御手木屋敷年貢割符覚

明治六・五

杏

旗屋町宗門御改帳

寛政二・三

○印形は家持のものがそれぞれ押されている。他に五人組連判一札、明家書上を收める。

番号	表題	年月日	作成者	受取人	形態	数
一	旗屋町宗門御改帳	寛政三・三			縦	一
二	○印形は家持のものがそれぞれ押されている。他に五人組連判一札、明家書上を收める。				縦	一
三	旗屋町宗門御改帳	寛政八・三			縦	一
四	○印形は家持のものがそれぞれ押されている。他に五人組連判一札、明家書上を收める。				縦	一
五	旗屋町宗門御改帳	寛政九・三			縦	一
六	○印形は家持のものがそれぞれ押されている。他に五人組連判一札、明家書上を收める。				縦	一
七	旗屋町宗門御改帳	享和元・三			縦	一
八	○印形は家持のものがそれぞれ押されている。他に五人組連判一札、明家書上を收める。				縦	一
九	旗屋町宗門御改帳	享和二・三			縦	一
十	○印形は家持のものがそれぞれ押されている。他に五人組連判一札、明家書上を收める。				縦	一
十一	旗屋町宗門御改帳	文化三・三			縦	一
十二	○末尾に総人数（男女別）書上がある。				縦	一

番号

表題

古

旗屋町宗門御改帳

年月日
文化二三・三

作成者

受取人

形態

数

五

旗屋町宗門御改帳

文政一四・三

- 五人組連判一札は收めず。

六

旗屋町宗門御改帳

文政二三

- 五人組連判一札を收める。

七

旗屋町宗門御改帳

文政四・三

- 五人組連判一札を收める。

八

旗屋町宗門御改帳

文政五・三

- 五人組連判一札を收める。

九

旗屋町宗門御改帳

文政五・三

- 五人組連判一札を收める。

十

旗屋町家並帳之下書

安永二・九

形態

数

- 個人別持高ならびに反数書上。棹請人名も記す。
- 旗屋町家並帳之下書
- 反古紙使用。旗屋町丁代の作成。家数改に付家並を書き上げたもの。西側と東側に分け、地主と家持名、間尺を記す。なお、下書のため反古紙の裏に記されているが、明和年間の「御願帳旗屋町」の反古とみられ、その本文を読みとることが可能。

番号

表題

年月日

作成者

受取人

形態数

「町中間口割触状写」

文化四・二

旗屋町丁代

縦・横帳一

○間口割代金指出につき覚縫冊・横帳合冊。

八

大宮司初一社現今居屋敷調帳

明治四・〇

○屋敷町数ならびに高数書上。「屋敷地之内扣屋敷等地子貸調帳」「八劍宮御供田初一社扣外田調帳」をも収める。

七

神領地御買上改寄帳

宝暦三・二

○神領地内屋敷地買上者、町数・高数書上。町ごとに分けられている。棹請者名も記される。(朱)「読合算当済」とある。

六

神領地売買帳(材木町分)

一

○材木町以外のものも見られる。記載は八三に準ずるが、田畠に関するものが多く記される。(朱)「読合算当済」とある。

五

神領地売買改帳(新尾頭町分)

一

○神領地内屋敷地・田畠の高数・畝歩・地名・買上者ならびに棹請者書上。「ヨミ合算当済」とある。

四

無神納地増減書抜帳

天保四・三

一

○社家・社僧扣の無神納地(墨書き)ならびに神納地(朱書き)を書き上げている。

三

神領地買得改帳

一

旗屋町 岡本いと(儀)

一

兵衛・同人支配

○神領地内の田畠屋敷売得につき、棹請者・賣得者・畝歩・地名及び高数を示す。買得者は旗屋町清吉がほとんど

番号

表題

年月日

作成者

受取人

形態

数

八

神領地買得改帳

○神領地内の田畠屋敷売得につき、棹請者・売得者・畝歩・地名及び高数を示す。買得者は旗屋町清吉がほとんどを占める。

九

神領地売買得改帳

○神領地内の田畠屋敷売得につき、棹請者・売得者・畝歩・地名及び高数を示す。買得者のほとんどが加藤氏。
(朱)「読合算当済再」とある。

一〇

神領地改売買寄帳

加藤忠左衛門
岡部又右衛門

○岡部の買得した神領地の書上か。(朱)「読合算当済再」とある。

一一

神領地改売買扣(式拾九番)

明治三・正
岡部又右衛門

○明治三～六年の神領地に関わる土地売渡証文(証券)を綴つたもの。

一二

神領地売買扣(式拾九番)

明治四・正
里正扣

○番号別高数ならびに神納代金を書き上げたもの。番号は一〇単位での記述。

一二

家屋敷書入連印帳(白鳥町式番)

文政四・七・嘉永二・四
里正扣

一三

尾張国熱田旗屋町岡本家文書目録

番号

表題

年月日

作成者

受取人

形態

一八

数

登

家屋敷書入連印帳（木之免町三番）

元治元・辛亥・慶応三・四改

○反故にされている。質地証文、書入証文、熱田役所よりの貸付金押借証文を綴ったもの。

糸

家屋敷書入連印帳（羽城之内三番）

元治元・三・慶応三・四改

○反故にされている。質地証文、書入証文、熱田役所よりの貸付金押借証文を綴ったもの。「引当」として家の軒数が記されている。一種の質地証文か。木版に記入する形のもの。

糸

家屋敷書入連印帳（中町三番）

元治元・亥・慶応三・四改

○反故にされている。九六と同様の綴。なお、この証文は一部木版。

糸

家屋敷書入連印帳（神戸町三番）

元治元・四・慶応三・四改

○反故にされている。質地証文、書入証文、熱田役所よりの貸付金押借証文を綴ったもの。

糸

家屋敷書入連印帳（善福寺町三番）

元治元・四・慶応三・四改

○反故にされている。質地証文、書入証文、熱田役所よりの貸付金押借証文を綴ったもの。

糸

「家屋敷書入連印帳」

(明治元～明治)

○明治三年前後の家屋敷永代売渡証文を綴ったもの。

一〇一

家屋敷書入連印帳

明治元（～明治）

○質物書入証文、役所（神宮役所、農商役所、市井役所）よりの貸付金押借証文等を綴ったもの。

番号

表題

年月日

作成者

受取人

一〇三

〔家屋売買証文綴〕

(明治元～明治六)

形態

一〇四

〔新尾頭町家屋売券〕

(明治元～明治三)

形態

一〇五

○家屋敷水代売渡証文、家売買願書を綴ったもの。

一

一〇六

家作売券留

明治七・六

形態

一〇七

家作建物書入証券留

明治七・一～明治七・六

一

一〇八

○「副戸長介在職中取扱候分」

一

神領地根居帳

○神納の起源、斗代、毎年の取立高、社人へ渡す祭礼料、扣地、風水旱等による高引などの経過、変遷を記したもの。元禄元年の神納開始から寛政五年の高引までが記される。作成年は不明。神納の実態がわかる。

一〇九

御神納預り田地諸掛り覚帳

宝暦三

形態

一

岡本清七

熱田村

一

一一〇

○神納領の内訳(宝暦一年～同二三年)を年毎に記したもの(「御神納覚」)、ならびに諸懸人用を記したもの(宝暦二年～同二一年)を綴つてある。

一

一一一

雨池大清水畠扣本帳

安永四・三

形態

一

岡本儀兵衛支配古渡村

一

善市

一

○岡本家買得の古渡村 雨池・大清水の高数、小作掟、納米(麦)、年貢の受取高等を書き上げたもの。

番号
表
題

年月日

作成者

受取人

形態

数

一〇

二九 1 「田畠持高書上 一」

○個人、寺院別の持高を記している。各々黒印を押してある。ただし、ほとんどが畠。

二九 2 「田畠持高書上 二」

○寺院の印章は比較的大きいのが特徴。

二九 1 「惣高附覚帳 一」

(嘉永二～安政五)

横長
一

二九 2 嘉永三亥とし惣高附替之覚

(天保二～嘉永三)

横長
一

○個人別の田畠・屋敷高の変動（増減）を年毎に記したもの。厚紙表紙には「惣高附覚帳 一」とある。

三 自分反別検見帳

天保10・10

横長
一

○「自分検見」とあるのは、小作に対する検見のことか。

三 自分反別検見帳

天保10・10

横長
一

○納米の石数につき「並より引」、「武割取」とあり、小作に対するものと思われる。

三 反別帳

元治元

横長
一

○個人別の納米・取米の石数を記したもの。

二四 「田畠屋敷台帳」

(明治初年)

横長
一

○個人・寺社別の田畠・屋敷の反数・石数を書き上げたもの。台紙に貼ってある。

番号

二五

表題

年月日

作成者

受取人

形態

横長

一

明治・二

熱田村

横長

一

井路敷反別代価調帳

二六

熱田神領堀川東田畠田面附

西・九

神領地持共

横長

一

二七

熱田神領堀川東田畠田面附

西・九

神領地持共

横長

一

二八

「納米大豆秋成引残覚帳」

(明和元～明和四)

(1)・(2)・(3) 岡

横長綴

一

二九

〔残高帳外書上綴〕

(明和三～嘉永六・二・七)

横長綴

一

○三冊の合冊。それぞれの年次は（1）明和元・一二、「納米大豆秋成引残覚帳、明和元年甲申十二月、岡本氏」とある。（2）明和三・一二、「當納米大豆引残書抜帳、明和三丙戌十二月、西起秋成并味進書抜覚、岡本儀兵衛」とある。（3）明和四年、「納米麦大豆残書出シ帳、明和四年丁亥十一月、岡本清七郎」とある。

三〇

子年御年貢取立勘定帳

明和六・正

古渡善市

↓旗屋町清七郎

横長

一

○年貢取立についての勘定帳。岡本家の小作經營の一端を示したものか。

番号

表題

〔年貢関係諸綴〕

年月日	作成者	受取人	形態	数
(明和五・二) 安永四・閏	岡本清七郎		横長綴	一

(明和五・二) 安永四・閏 岡本清七郎

○三冊の合冊。(1)「塩田敷地米取集之帳、明和八年卯十二月」とある。(2)「田方控帳、安永四年未閏一二月」とある。(3)「古渡村之内兩池大し水畠方高扣、明和五戊子年二月、支配古渡り村善市、岡本清七郎」とある。いずれも古渡村の支配地に関するもの。

三

〔蔵入有物勘定覚之帳〕

(安永四) 寛政四

(1) (4) 岡本儀

横長綴

一

兵衛

○四冊の合冊。(1)「蔵入有物勘定覚之帳、安永四年乙未正月吉日、岡本儀兵衛」(2)「蔵入有物勘定覚之帳、安永五年丙申正月吉日、岡本儀兵衛」(3)「蔵入有物勘定覚之帳、安永六年丁酉正月吉日、岡本儀兵衛」(4)「蔵入有物勘定覚之帳、寛政四年壬子正月吉日、岡本儀兵衛」表題につき安永四・五・六年及び寛政四年のものがそれぞれ冊となっている。「左之通清吉殿立合ニ而勘定仕、作左衛門様へ遣シ申候書付之扣也」とある。いずれも納麦・納大豆の勘定を記したもの。

三

去酉年麥年貢米進二付諸入用御渡シ帳

天保元

○個人・寺院別金銀請取帳。合印あり。

三四

〔年貢関係諸綴〕

(嘉永六・八) 安政二

横長綴

一

○三冊の合冊。(1)「東田面米年貢反別取立帳、嘉永六年十一月吉日」(2)「癸丑反別検見帳、嘉永六年九月吉日、岡本扣」(3)「反別二付挺年貢扣、安政二卯年、岡儀」を収める。いずれも小作経営関係か。

三五

杣木挽勘定帳

慶応二・三

杣才源次郎

横長

○製材についての長さ、寸法を示した上で仕切金勘定渡しにつき覚。

番号

二六

表題

麦年貢元請取帳

年月日
慶応三・八・三〇

作成者

御神領地持会所

受取人

形態
横長一

○個人別納高書上。合印皆済印あり。神領地物代の職務に関わるものか。

二七

「麦取立請入用受取帳・麦取立渡帳」

慶応三・九

会所

横長綴
一

- 二冊の合冊。(1)「麦取立諸人用受取帳、慶応三卯年九月、会所」は、個人別の高数と代銀を書き上げたもの。
- (2)「麦取立渡帳、慶応三卯年九月晦日、会所」は、個人・寺院別に納麦高数もしくは代銀・代金を書き上げたもの。合印あり。

二八

寺院在家共小高持分請取

卯六月

- 「麦年貢惣附込」。個人寺院別麦年貢高、代銀を書き上げたもの。会所割印、皆済印あり。

二九

「町並諸懸り物間口割取集帳」

(安永・天明)

横長
一

- 二冊の合冊。(1)「町並諸懸り物間口割取集帳、安永九年庚子四月」(2)「町並諸人用間口割之帳、天明三年卯五月十五切、旗屋町」とある。(1)(2)とも個人別に間口数と金錢を書き上げたもの。

二九

町並諸掛り物割符間口割帳

安永

横長
一

- 一二九の(1)と同じもの。

三〇

「町中江惣懸り間口割取集扣帳」

(寛政元・三・九・享和元・三)

横長綴
一

- 三冊の合冊。(1)「寛政元年三月、町中江惣懸り間口割取集扣帳、旗屋町」(2)「寛政十一年末九月五日上納町中間口割錢取集帳、旗屋町」(3)「享和元年酉三月、町中間口割取集帳、旗屋町」のものを収める。

三一

「町中間口割取集帳」

(文化元・文化五・正)

縦・横長
一

番号

表題

年月日

作成者

受取人

形態
綴
数

二四

○三冊の合冊。（1）「文化元年子七月、町中間口割取集帳、旗屋町」（2）「文化五辰正月、町中間口割取集帳、触状写、旗屋町丁代」（3）「文化五辰年正月、町中間口割取集帳、旗屋町丁代共」旗屋町中間口割の金錢を書き上げたもの。内（1）は、藩主西浜御殿御成の際の諸入用につき取集めたもの。

一三

「町内諸集覚扣帳・間口割銀役人足役扣之帳」

（文化元・文化五）

○一冊の合冊。内（1）「町内諸集覚扣帳・御神納并鐘樓金利足・間口割銀役人足役扣帳、文化九壬申年、旗屋町丁代儀兵衛・与治兵衛」は表題につき個人別割当金書き上げたもの。他に宗門帳入用覚を含む。（2）「丑年町内諸集之扣帳・御神納并鐘樓金年賦・間口割銀役人足役之扣、文化一五年戊寅正月吉日、旗屋町丁代」は、（1）文化九年のものと同様記載形式のもの。

一四

申年間口割之覚

申年

横長綴
一

一五

「町内諸入用覚」

（酉年・辰・丑）

○二冊の合冊。（1）「酉年町内諸入用覚」は、紙代金など町内諸入用について書き上げたもの。（2）「萬買物帳、辰五月二六日」は、諸品代金を書き上げたもの。「中之切年寄り」の作成。

一六

町内諸入用之覚

戌年

横長綴
一

一七

町内諸事覚扣之帳

天明二・〇

横長
一

衛門

丁代役旗屋町岡本儀左

横長
一

番号

二六

表題

〔調達金町内割符帳〕

(安永七～天明三)

年月日

作成者

受取人

形態

数

二五

〔旗屋町雜一〕

- 個人別金錢書上ほか。帳としての完結性はないものと思われる。

二四

〔熱田旗屋町雜一〕

- 宿代など買入用取替之帳
- 天明六年から文化六年に及ぶ、諸高懸代金取替につき、納先ならびに代金取集勘定書上帳。

二三

神領地惣高掛り諸入用取集帳

天明六・二

儀兵衛

横長

一

二二

神領地惣高掛り諸入用取替之帳

寛政二・一

当番儀兵衛・權左衛門・治兵衛

横長

一

二一

- 寛政二年分神領地高掛諸入用割付帳。改印あり。町中惣地持、寺社へ割付ている。
- 神領地に関わる諸入用の明細を記したもの。多岐に渡る。

享和四

岡本儀兵衛

横長

一

二〇

〔神領惣高掛り諸入用取替之帳〕

(文化七・七～文政二・七) 当番

横長綴

一

番号

表

題

年月日

作成者

受取人

形態

数

一六

(6) 「神領地惣高懸り諸入用取替之帳、文化十三年丙子七月、他持仲ま当番」(7) 「神領地惣高掛り諸入用取替之帳、文化十四年丁丑七月、当番儀兵衛」(8) 「惣高掛り諸入用勘定帳、文化十五年寅七月」(9) 「惣高掛諸入用勘定帳、文政式年巳卯七月吉日、地持当番」とある。文化七～文政二年の神領地内の高掛入用の取替分の明細を記し、勘定を記す。祈禱料が目立つ。

翌

天保二・六～天保六・七

横長綴

一

「神領地惣高掛り物諸入用書抜帳」

○四冊の合冊。(1) 「惣高懸り物諸入用諸抜帳、天保二年寅六月」(2) 「神領地惣高掛り諸入用取替之帳、天保二年辛卯七月」(3) 「神領地惣高懸り物諸入用取替之帳、天保四年癸巳七月」(4) 「神領地惣高掛物諸入用勘定帳、天保六年乙未七月」神領地内の高掛入用(取替分)の明細を、一件ごとの詳細にまで立ち入って記しているもの。天保二年～同六年。

一

天保五・七

横長綴

一

一

(天保五・七)

横長綴

一

「神領地惣高懸り物諸入用取集帳」

○一冊の合冊。(1) 「神領地惣高懸り物諸入用取集、天保五年甲午七月」取替人ごとに取替金銭(高懸物についての)明細を記し、勘定しているもの。(2) は、「総高下用不足書抜帳・卯九月改」。表題につき、個人・寺社ごとに金銭を書き上げたもの。皆済印あり。

一

(天保九・七～天保二・七)

横長綴

一

「神領地惣高掛り物諸入用勘定帳」

○三冊の合冊。(1) 「神領地惣高懸り物諸入用勘定帳、天保九年戊戌七月」(2) 「神領地惣高懸り物諸入用勘定帳、天保十一年七月」(3) 「神領地惣高懸り物諸入用勘定帳、天保十二年辛丑七月」高掛諸入用につき、明細を記し、勘定をしたもの。神領地に関するもの。

番号

一九

表題

年月日

作成者

受取人

形態

数

天保一〇・七

一五〇

御神領惣高「掛物御渡帳」

天保一〇

○神領地内の寺社、個人が渡した高掛入用金銭につき、日付ごとに勘定をして受け取っているもの。天保一〇年の分。

一五一

神領地惣高懸り物諸入用勘定帳

天保二・七

○高懸諸入用につき、明細を記し、勘定をしたもの。神領地に関する高掛役の詳細が見られる。

一五二

御神領地惣高掛り物諸入用勘定帳

嘉永三・七

横長
一

一五三

御神納井役銀覚帳

天保二・一

旗屋町

横長
一

一五四

「御神領惣高懸り物残り之分覚帳」

(嘉永七・四～嘉永七・七)

横長綴
一

○二冊の合冊。(1)「御神領惣高懸り物残り之分覚帳、嘉永七年寅四月改」は過去三年分の「高懸り物残り之分」を寺院別に記したもの。(2)「御神領地惣高懸り物諸入用勘定帳、嘉永七年甲寅七月」その明細を記し、勘定をしたもの。

御神領地惣高掛り物御渡帳

安政二・七

横長
一

○神領地内の寺社・個人が渡した高掛入用金銭につき、日付ごとに勘定をして受け取っている。

番号

表題

年月日

作成者

受取人

形態

数

二五

御神領地惣高諸入用勘定帳

安政四・七

横長

一

○神領地への高掛諸入用につき、明細を記し、勘定をしたもの。雨乞祈禱料が目につく。

二六

東熱田村費惣地懸割付帳

明治一六・四

横長

一

○東熱田村の村費につき、各戸（寺社・個人）に割り付けた分のそれぞれの金額を記したもの。

二七

「西起懸り物請取帳」

(天明六～享和三・二)

横長綴

一

○二冊の合冊。（1）「西起懸り物請取帳、天明六年七月」中瀬町源七ほか神領地内と見られる寺社・個人よりの金銭請取帳。「西起」とはこれ以降一七一までの表題に見られるが、堀川西岸の輪中を指すものと考えられる。

（2）「西起掛り物御渡帳、享和三年亥十二月」。神領地内と見られる寺社・個人が金錢を渡すについての帳面。

合印あり。

二八

川西起諸入用取集帳

寛政三・七

横長

一

○一反につき一五〇文づつの川西起諸入用を使を使者をして取集めさせた際の受取帳。神領地内の寺社・個人が対象。一筆ごとに反数と金錢、合点が記されている。

二九

「川西起大札伏替諸事取替帳」

(寛政六・天保二・七)

横長綴

一

○一冊の合冊。（1）「川西起大札伏替諸事取替帳、寛政六甲寅年九月吉日」札作事についての川端御用代銀を役所へ差し出すにあたっての明細及び割付等を記したもの。（2）「横田輪中悪水落立切伏替勘定帳、天保十一年子七月」横田は堀川左岸の地名。表題につき諸入用の明細を見積、八八町に割つて一反あたりの金錢を勘定したもの。

二一

「西起井道敷地米渡帳」

寛政三・二

横長綴

一

○一冊の合冊。（1）「西起井道敷地米渡帳、寛政十弐年申十二月」納米の代金を渡す際の帳面。合印あり。納める

番号

表

題

年月日

作成者

受取人

形態

数

のは、神領地内の地持・寺社が主だが、名古屋の地持の名も見える。(2)「西起掛物御渡帳、寛政十弐年申十二月」神領地内と見られる地持・寺社が金錢を渡す際の帳面。合印あり。

一六二

堀川西起掛物取集帳

寛政三・三

横長

一

○鋪地年貢他例年入用割付につき、一反当たり銀三三兩八分七厘を割付け取集めたもの。合印あり。

一六三

「西起輪中諸入用勘定帳」

天保四・弘化

横長

一

○一冊の合冊。(1)「西起輪中諸入用勘定帳、天保四年己十二月」西起輪中に関する諸入用の明細を見積り、反当たりの金錢を勘定したもの。(2)「西起大坪御伏替諸入用勘定帳、弘化四年未十一月」諸入用の明細を見積り六四町に割付け、反当たりの金錢を勘定したもの。

一六四

西起輪中諸入用勘定帳

天保六・三

横長

一

一六五

西起輪中諸入用勘定帳

天保三・三

横長

一

一六六

西起輪中諸入用勘定帳

天保四・三

横長

一

一六七

西起輪中諸入用勘定帳

天保五・三

横長

一

○西起輪中に関する諸入用(納米を含む)の明細を見積り、五七町に割付け、反当たりの金錢を勘定したもの。

番号

表題

年月日

作成者

受取人

形態

数

一六

西起輪中諸入用勘定帳

嘉永三・三

横長

一

一七

西起輪中諸入用勘定帳

嘉永四・三

横長

一

一八

西起輪中諸入用勘定帳

嘉永五・三

横長

一

一九

西起輪中諸入用勘定帳

安政二・三

横長

一

二〇

西起輪中掛り取集帳

安政三・三

縦綴

一

○敷地年貢他西起輪中に関する諸入用（納米を含む）の明細を見積り、六四町に割付け、反当たりの金銭を勘定したもの。

○西起輪中に関する諸入用（納米を含む）の明細を見積り、六四町に割付け、反当たりの金銭を勘定したもの。

○西起輪中に関する諸入用（納米を含む）の明細を見積り、六四町に割付け、反当たりの金銭を勘定したもの。

○西起輪中に関する諸入用（納米を含む）の明細を見積り、六四町に割付け、反当たりの金銭を勘定したもの。

二一

神領田畠屋敷人別帳

天保七・八

横長

一

○熱田神領地の惣高田畠屋敷を人別に記したもので、町家・立合・加藤家・社家・寺院他所・延享改・天明改に大別して記される。神領地の全体像を一望できる。

番号

表題

年月日

作成者

受取人

形態

数

一四

書出し之覚帳

宝暦四

○貸金の利息を個人別に書き上げたもの。宝暦四年～八年までの記述がある。末尾に利息請取の覚を收める。

一五

「書出しシ扣帳」

(宝暦元・宝暦三)

○一冊の合冊。(1)「卯之年書出しシ扣帳、宝暦九年、三月初、辰五月初」(2)「書出しシ之覚、宝暦拾三未年、十一月初」貸金の利息を個人別に書き上げたもの。宝暦一三年までの記述。末尾に利息請取の覚を收める。

一六

「書出しシ扣帳」

(明和二・明和四)

横長綴

○一冊の合冊。(1)「書出しシ覚帳、明和武年酉十一月、十一月初、十二月初、七月切」(2)「書出しシ之覚、宝暦拾三未年、十四丁亥年、十一月初、十二月初、十二月初、辰ノ七月初」貸付金の利息を個人別に書き上げたもの。末尾に利息請取の覚を收める。

一七

「書出し之覚帳」

(明和五・明和八)

横長綴

○一冊の合冊。(1)「書出しシ之覚、明和五戊子年、十一月初、十二月初、七月切」(2)「書出しシ之覚帳、明和八辛卯年、十一月初、十二月初、十二月初、辰ノ七月初」貸付金の利息を個人別に書き上げたもの。末尾に利息請取の覚を收める。

一八

「書出し之覚帳」

(安永二・安永六)

横長綴

○一冊の合冊。(1)「書出しシ之覚、安永二己年、十一月初、十二月初、午之年七月切」(2)「書出しシ之扣帳、安永六酉年、十一月初、十二月初、十二月初、戌ノ七月切」貸付金の利息を個人別に書き上げたもの。末尾に利息請取の覚を收める。

一九

「書出し之覚帳」

(安永六・安永六)

横長綴

表題

年月日

作成者

受取人

形態

数

一〇

書出し之覚帳

天明

横長

- 「冊の合冊。(1)「書出し之覚書、安永八亥年、十月初切、十二月初切」(2)「かき出之利足請取覚、安永九年子之十二月吉日」貸付金の利息を個人別に書き上げたもの。末尾に利息請取の覚を收める。

一八

〔名替入用之通〕

寛保三・二

横長綴

- 三冊の合冊。(1)「名替入用之通、寛保三年癸亥二月吉祥日」裏表紙に「はたや清吉」(2)「名替入用之覚、寛保三年癸亥二月吉祥日」裏表紙に「外はたや町若き者」(3)「名附覚之帳、寛保三年癸亥二月吉祥日」裏表紙に「外旗屋町若キ者」いずれも寛保三年二月吉祥日の名替の祝儀に関わるもの。一四名の若者の名替につき酒食振舞の入用を記したもの。

一三

〔名替入用・諸事留帳〕

寛政六・一

横長綴

- 一冊の合冊。いずれも寛政八年二月吉祥日の名替の祝儀に関わるもの。(1)「名替入用覚帳、寛政八年丙辰二月吉祥日」裏表紙に「外旗屋町若キ者」とある。祝儀に関わる諸入用を項目ごとに書上、勘定したもの。(2)は、「名替先規法式并御祝儀留帳、寛政八年丙辰二月吉祥日」裏表紙に「外旗屋町若キ者」とある。今回の名替祝儀の式次第を日を追つて詳細に書き留めたもの。

一三

名替先規法式并御祝儀諸事留帳

慶応四・二・四

旗屋町上り切若キ者、

横長

- 慶応四年二月四日初午に行われた一七名の名替祝儀の式次第等を日を追つて詳細に書き留めたもの。

帳締方吉三郎・理七

一

番号

表題

金銀請払

年月日

作成者

受取人

元禄五・正

旗屋町岡本作左衛門

形態
横長数
一

○主に貸付金の利息請取が記される。年代の幅は広いと思われるが確定できない。裏表紙に「万叶五大力菩薩」とある。

一金

〔名附覚・入用留帳綴〕

享保四・二

○三冊合冊。いずれも享保四年二月吉祥日の名替祝儀に関わるもの。(1)は「名附覚帳、享保拾四年己酉二月吉祥日」。裏表紙に「外旗屋町若キ者」とある。名替する者への入用割付と祝儀の品を書き留めたもの。(2)は「名替入用、享保十四年己酉二月吉祥日」裏表紙に「外はたや町若キ者」とある。祝儀に関わる入用の詳細を項目ごとに書き留めたもの。(3)は「名替入用之通、享保十四年己酉二月五日」裏表紙に「外旗屋町清七郎」とある。酒・白米等の代金を勘定させたもの。個人分か。

一六

〔借物覚帳綴〕

(天明三・二・天保三・三)

横長綴
一

○一冊の合冊。(1)は「かりものおほへ、天明三月二月吉日」。膳碗などの諸道具と貸付人を記したもの。(2)は天保三年二月の初午の「かり物之帳、天保三年壬辰二月初午」。裏表紙に「若キ者」とある。諸道具を貸付人別に記したもの。いずれも名替祝儀に関わるものと思われる。なお、名替祝儀に関わる諸資料の作成は「若キ者」とされる。

一七

〔万覚帳〕

(文政一・天保)

横長綴
一

○一冊の合冊。(1)は「万覚帳」。日を追って諸代金を書き上げたもの。裏表紙に「岡本儀兵衛」とある。(2)は「岡小印預り覚」。文政一三・天保三年の貸借金を勘定したもの、並に納米を勘定したものを記したもの。

一八

〔萬請取覚帳・諸事入用指引覚帳〕

(1)清七

横長綴
一

○一冊の合冊。(1)は「萬請取覚帳、辰十二月吉日、清七」。金錢の請取につき人別に金額を記したもの。(2)

番号

表題

年月日

作成者

受取人

形態

数

一六

「西国道中泊り覚帳・道中覚」

(天明六・一)

○二冊の合冊。(1)は「西国道中泊り覚帳、天明六年丙午一月吉日」。天明六年の作成。紀伊・京阪・若狭方面への道中の、宿泊地、天候、日付を記している。三月六日(五月一四日の道中)。(2)は「道中覚 戊正月吉日」。裏表紙に「岡本氏」とある。岡本氏の作成。紀州方面への道中の宿泊地、旅宿名、日付、入用などを記している。

一七

「若者組関係書綴」

(寛保三・二~慶応四・二)

○三冊の合冊。(1)は「御目待之帳」、寛保三年二月、外旗屋町御若キ者の作成。冒頭に記された一二名につき、諸入用を記したもの。(2)は「妙覺寺門建立之覚」。明和三年四月の作成。金錢請取並に諸入用を記したもの。(3)は「慶応四年二月初午名替什物譲渡帳」。旗屋町上ノ切古若キ者の作成。「古若キ者」から「新若き者」へ譲り渡す幕、膳碗、帳面箱などの諸什物の目録。

一八

「祭入用帳綴」

(明和三・六~天保六・六・三)

○七冊の合冊。(1)明和三年六月の「酉年地祭入用帳」。地祭入用取替につき覚。(2)文化二年六月の「うんかまつり帳」。外旗屋町丁内作成。下ノ切の人別に金錢を書き上げたもの。(3)文化二年六月の「うんかまつり帳」。外旗屋町丁内作成。紙代・肴代など諸入用を勘定したもの。「中切ノ扣」とある。(4)文化七年六月の「雲霞祭入用帳」。旗屋町上ノ切の作成。紙代・肴代など諸入用を勘定したもの。(5)文政四年六月の「雲霞割付帳」。旗屋町上ノ切年寄中の作成。雲霞入用を人別に割り付けたのを記したもの。(6)文政八年六月の「雲霞割付帳」。下旗屋町人形番旗屋町年寄の作成。雲霞入用を人別に割り付けたのを記したもの。(7)天保六年六月二十五日の「雲霞祭入用帳」。旗屋町上ノ切年寄中の作成。祭礼・うんか祭の集錢・諸入用を記したもの。

一九

「秋葉宮諸入用帳」

(天保七・安政三)

旗屋町年寄

横長綴

横長綴

横長綴

一

一四

「町内秋葉山覚帳・秋葉宮普請諸入用帳」

(弘化三・辛亥安政三・二・三)

横長綴

○二冊の合冊。(1)は弘化三年五月の「町内秋葉山覚帳」。秋葉信仰に関する割付金、諸入用を記したもの。「年よりひかへ」とある。(2)は安政三年三月二二日の「秋葉宮普請諸入用帳」。酒・ごまなどの代金を書き上げたもの。年寄りの作成。普請祝儀の入用か。

一五

御願之帳

宝暦四・正

旗屋町

縦

一六

御願之帳

宝暦一〇・正

旗屋町

縦

一七

御願之帳

宝暦二・正

旗屋町

縦

一八

御願之帳

宝暦三・正

旗屋町

縦

○宝暦一二年二月～一二月の、旗屋町丁代の奥印により奉行所へ出された願書の綴。奉行所の決定も記されている。内容は一九六に同じ。

番号

表題

年月日

作成者

受取人

形態

数

一六

御願之帳

宝暦三・正

旗屋町

縦

一

一九

御願之帳

宝暦四・正

旗屋町

縦

一

一〇〇

御願之帳

安永三・正

旗屋町

縦

一

一〇一

御願之帳

安永三・正

旗屋町

縦

一

一〇二

御願之帳

安永四・正

旗屋町

縦

一

一〇三

御願之帳

安永五・正

旗屋町

縦

一

○安永五年二月（一月の、旗屋町丁代の奥印により奉行所へ出された願書の綴。奉行所の決定も記されている。内容は他村からの人別編入、旦那寺の変更、渡世の変更などの願。願人は、旗屋・田中両町の住人。

番号

表題

二〇四

御願之帳

安永元・正

旗屋町

年月日

作成者

受取人

縦

形態

一

二〇五

御願之帳

天明二・正

旗屋町

○安永九年正月～一月の、旗屋町丁代の奥印により奉行所へ出された願書の綴。奉行所の決定も記されている。

内容は縁組許可願、養子許可願、扣屋貸付願など。願人は、旗屋・田中両町の住人。

縦

形態

一

二〇六

御願之帳

天明四・正

旗屋町

○天明二年四月～二月の、旗屋町丁代の奥印により奉行所へ出された願書の綴。奉行所の決定も記されている。

内容は縁組許可願、扣屋貸付願、町代役御免願など。願人は、旗屋・田中両町の住人。

縦

形態

一

二〇七

御願之帳

天明五・正

旗屋町

○天明五年正月～二月の、旗屋町丁代の奥印により奉行所へ出された願書の綴。奉行所の決定も記されている。

内容は養子許可願、扣屋貸付願など。願人は、旗屋・田中両町の住人。

縦

形態

一

二〇八

御願之帳

寛政二・正

旗屋町

○寛政二年正月～寛政四年一月の、旗屋町丁代により作成され奉行所へ出された願書の綴。ただし、寛政二年正月の文書のみは、丁代の奥印で出されたものである。奉行所の決定も記されている。内容は町代役御免願、養子許可願など。

縦

形態

一

二〇九

御願之帳

寛政四・正

旗屋町

○寛政四年一月～二月の、旗屋町丁代が奉行所に出した願書の綴。奉行所の決定も記されている。内容は縁組許

縦

形態

一

番号 表題

年月日

作成者

受取人

形態数

三八

三〇	御達帳	寛政・正	旗屋町	縦	一
	可願、扣屋敷貸付願など。				

○寛政五年正月～二月の、旗屋町丁代が奉行所に出した願書の綴。奉行所の決定も記されている。内容は家作許可願、養子許可願、伊勢参詣帰着届など。

三一	御願達扣帳	寛政七・正	旗屋町	縦	一
	可願、養子許可願、伊勢参詣帰着届など。				

○寛政七年正月～一月の、旗屋町丁代が奉行所に出した願書の綴。奉行所の決定も記されている。内容は他村よりの人別編入につき達、明家預かりにつき達など。

三二	御願御達扣之帳	寛政二・正	旗屋町	縦	一
	可願御達扣之帳				

○寛政一〇年一月～一二月の、旗屋町丁代が奉行所に出した、あるいは奥印を添えて出した願書の綴。奉行所の決定も記されている。内容は帳外し願、縁組許可願、伊勢参詣願など。

三三	〔小作年貢書綴〕	(享保二・三・四)	旗屋町	縦	一
	〔小作年貢書綴〕				

○三冊の合冊。(1)は「享保式拾年十一月乙卯、小作年貢附帳」。年貢米納につき連判帳。(2)は「小作附帳」。享保一年三月、橋本作左衛門が岡本清七に差し出したもの。納方を小作人ことに勘定したもの。(3)は「年貢小作書之覚」。享保一九年一二月、政秀寺が岡本清七に差し出したもの。小作人に従年貢を納めさせるにつき覚。

三四	御新田拾六割小作帳	宝曆三	横長綴	縦	一
	御新田拾六割小作帳				

○小作人の名寄帳的形態を持つ。一筆ごとに番号が付されている。末尾に「熱田宝曆十二年午十月八日検見」とある。

横長

一

番号

表題

年月日

作成者

受取人

形態

数

三五

寅年貢小作斗米・元々手作米覚帳（土古山新田）

土古山新田万右衛門

美横長 一

○土古山新田万右衛門が向井嘉八に差出したもの。下一色村・東起村・熱田など小作人の名寄を記した後、それらの惣米及び元々手作方を勘定したもの。

三六

〔旗屋町分御神納取立関係書綴〕

（安永・三丁天明二・三）

横長 一

○四冊の合冊。（1）は「天明一寅十二月、御神納取立之帳、旗屋町分」。虫損。（2）は「安永六酉十一月十九日廿日、御神納立合取集之帳、旗屋町分」。（3）は「安永八年亥十二月十五日六日上納、御神納取立之帳、旗屋町分」。（4）は「安永七年戊戌十二月十六日十七日取立、御神納取集之帳、配符壹通旗屋町分」。いずれも代金を集めている。

三七

〔辰年・巳年銀役錢并御神納取集覚〕

（辰年・巳年）

横長綴 一

○二冊の合冊。（1）は「辰年銀役錢并御神納取集覚」。中切・外切両町及び旗屋町分八軒についてのもの。（2）は「巳年銀役錢并御神納取集覚」。中切・外切両町についてのもの。

三八

〔銀役錢之取集帳〕

（明和九・二丁天明元・二）

横長綴 一

○三冊の合冊。（1）は「明和九年壬辰十一月十五日切、銀役錢之取集帳」。役錢高を人別に記し、勘定したもの。

「社家方並地子」・「人足分」を含む。合点あり。（2）は「安永四乙未十一月十五日切、銀役錢取集之帳、旗屋町分」。記述は上に同じ。田中町の人物も含む。（3）は「天明元辛丑年十一月十五日切、銀役錢取集之帳」。記述は上に同じ。

三九

〔寺院関係書綴〕

（明和三・三丁文化二・六）

横長綴 一

○四冊の合冊。（1）は「明和三年戊辰三月吉日、門新造諸入用記、妙覺寺住持淳罪」。門新造の諸入用を記し、勘定したもの。材木代、日傭代など。（2）は「天保十一年庚子七月五日、大掃除入用覚帳」。末尾に「屋戸善三郎」

番号

表題

年月日

作成者

受取人

形態

数

とあり。作成か。掃除につき諸入用を記し勘定したもの。(3)「ちい様御わづらい□□□あと迄の入用覚、午のとし」(4)は「文化十一年甲戌六月吉日、雨請礼馬帳」。人毎の割付金と諸入用を記し、差引勘定をしたもの。

裏表紙「はたや町五ヶ村年より」の作成。

三〇 御掃除諸入用帳
○肴代・塩代など諸入用を記したもの。

嘉永二・七

はた屋町上年寄

横長

一

〔田方立毛検分帳〕
(明和四・九)

○一冊の合冊。(1)は「明和四年九月、亥年田方立毛見分帳 岡本清七郎」。百姓ごとに立毛を見分し、収穫見込高を記したもの。(2)は「明和四年閏九月十二日ヨリ晚田、亥年見分、東西田面之内七月十二日大水二付」。記述内容は(1)に同じ。

三一 旱損畝歩調帳
天保〇 岡本儀兵衛
横長 級
一

○小作人ごとの田畠の畝歩を記したもの。旱損に伴うものであろう。

三二 「福井豊松新田関係書綴」
(享和三・八・元・天保二・七)
一

○三冊の合冊。(1)は「享和三年亥八月十九日、福井豊松新田流作場勘定帳」。流作場に関わった諸入用を勘定し、反当たりに割り付ける銀高を記したもの。(2)は「文政十年亥十二月、福井豊松新田御年貢諸入用割帳」。新田全体に関わった諸入用を勘定し反割高を記し、さらに百姓ごとに割り付けたもの。(3)は「天保三辰七月、福井一件ニ付宮井四匁割合扣帳 岡田屋金治郎・大古久屋久助立会」。福井豊松新田一件に関わる酒肴代などの諸入用を勘定し、反割高を記し、割り付けたもの。

三四 「横田悪水落塩田払伏替諸入用取集帳」

文化四・四

横長級
一

○三冊の合冊。(1)は「文化四年卯四月、横田悪水落塙田埢伏替諸入用取集帳」。表題につき、諸色入用人足代割符勘定をし、人別に割り付けたものを取集めたもの。一筆ごとに上米及び代銀を書き上げている。(2)は「文化四年卯四月、横田悪水落塙田埢伏替諸入用御渡シ帳」。四月晦日～七月一三日の間に表題の金錢の支払ごとにその旨書き留めたもの。(3)は「文化四年卯四月、横田悪水落塙田埢伏替諸入用立合覚」。田高並神納米・出米・代銀を一筆ごとに記したもの。

二五

〔東田面旱損二付諸入用勘定帳〕

文政

横長

一

○二冊の合冊。(1)は「文政六年癸未、東田面旱損二付諸入用勘定帳」。(2)「文政十三年庚寅八月、精進川御浚掛り物地主名寄帳」。合印あり。

二六

〔裁断橋懸替取集帳・精進川浚諸入用勘定帳〕

天明二八・文政一八

横長綴

一

○二冊の合冊。(1)は「天明二年壬寅八月十一日十四日切、裁断橋御懸替取集帳、二度目、手前扣」。裁断橋の掛け替えの入用を人別に割り振ったもの。(2)は「文政十三年庚寅八月、精進川御浚諸入用勘定帳」。精進川浚いの諸入用を書上、勘定したもの。

二七

〔精進川浚諸入用割符取集帳〕

文政二八

横長綴

一

○精進川浚いにつき、上納金ならびに諸入用を人別に割り付けたもの。合点あり。「神領庄屋」の調印。

二八

〔大水二付堤切并水用留人足覚帳〕

(嘉永三)

横長綴

一

又左衛門

(1) 城守利八・(2) (1) (2) 岡本儀兵衛 横長綴

一

○二冊の合冊。(1)は「嘉永二年戌八月七日、正覚寺浦通大水二付堤切并二水用留人足覚帳」。人足名ならびに酒肴など諸入用を書き上げたもの。(2)は「覚」。未年極月大晦。七月一〇日～一月一八日の小豆などの代金を書上、勘定したもの。

番号

三五

表題

年月日

作成者

受取人

形態

横長

一

田地用水入用出方取替

享保三・五

旗屋町岡本清七郎

一

三〇

帳面綴

(享保二〇)

(3) 向井嘉六

↓ (3) 岡本清七

一

○三冊の合冊。(1)は「享保廿年卯暮ヨリ辰ノ年、不足覚帳」。表題の不足金を人別に書上、勘定したもの。

(2)は「寅年御神納覚扣帳」。(3)は「西ほん凌土貢新田勘定帳、十二月」。西年一二月二六日作成。

〔土入場地割之覚帳〕

(文化三)

横長綴

一

三一

〔田畠小作附之覚〕

(戌三月)

横長綴

一

○二冊の合冊。(1)は「田畠小作附之覚」。岡本家作左衛門・清吉永代買得の小作地について小作人別に納米・麦高を記したもの。(2)は「田畠小作附之覚」。戌三月作成。小作人ごとに納米・麦・大豆高を記し、連印したもの。

〔うんか覚帳・扣帳〕

(寛政六・六・文政七・六)

横長綴

一

(1) 旗屋町・(2) は
たや町年寄・(3) 旗

屋町年寄

一

○三冊の合冊。(一九一と関連)(1)は「寛政八年六月吉日、うんか覚帳」裏表紙「外旗屋町」。旗屋町内的人数

より集めた入用を他町(新尾頭町他)のものと合わせ、勘定したもの。(2)は「文化九年壬申六月吉日、うんか扣帳」。裏表紙「はたや町年寄」記載内容は(1)に同じ。(3)は「文政七年甲申六月吉日、甲申うんか扣帳」。

裏表紙「旗屋町年寄」記載内容は(1)に同じ。

表題

年月日

作成者

受取人

形態

数

〔雨請入用帳・大掃除入用帳〕

(文化四・七～天保一〇・七・五)

○四冊の合冊。(1)は「文化四年卯七月吉日、あまこへ入用帳」。裏表紙「外はたや町高森扣」しばり、ひしゃくなどの諸代金を書き上げたもの。合点あり。旗屋町の分。(2)は「文化四年丁卯七月吉日、あまこへ入用長」。裏表紙「外はたや町高森買物」(1)に同じ。ただし(1)より品数が多く、代金も相違する。又、差引勘定もされている。(3)は「天保八年丁酉七月五日、大そうじ長」。裏表紙「旗屋町年寄」大掃除のときの酒・いわしなどの諸品代金を書き上げたもの。(4)は「天保十歳亥七月五日、大掃除入用之覚帳、支配年寄連」。表題について集めた金錢ならびにかぼちゃ・なすなどの諸品代金を記したもの。

雲霞祭割附帳

文政元・六・八

旗屋町上之切年寄

横長

一

〔雨請関係書綴〕

(文政三・五・文政六・六)

○五冊の合冊。(1)は「文政三年庚辰五月七日、雨請入用之覚帳、旗屋町上之切年寄中」。旗屋町上之切・下之切・新町の三町にて雨乞を頼むにつき、町内集錢ならびに諸入用を記したもの。(2)は「文政三年庚辰五月九日、雨請御礼之扣帳」。雨請御礼の初穂料他諸入用につき町内集錢・入用の詳細を記したもの。(1)と同じ雨請についてのもの。(3)は「文政四年辛巳五月十七日、雨請礼馬諸事控帳、旗屋町上之切年寄中」。雨請の御礼馬の諸入用ならびに集錢を出した人名を書上勘定したもの。(4)は「文政六年癸未六月十六日、雨請二付諸入用之覚帳、当町馬番」。雨請の買物ならびに割付取集の金錢を勘定したもの。(5)は「文政六年癸未六月廿日、雨請礼馬諸事控帳、下之切馬番」。六月一六日～二〇日の雨乞行事を記したもの。

雨請掛馬諸入用帳

天保五・七・二七

旗屋町上之切馬番宿藤

横長

一

三郎

○雨請いに掛けた馬の諸入用ならびに割付取集の金錢を勘定したもの。

番号	表題	年月日	作成者	受取人	形態	数
二六	雨請掛馬入用帳	天保〇・六・六	当町馬番旗屋町上之切		横長	一
二七	雨請礼馬帳	天保一四・七・三	新町馬ばん屋戸儀右衛門		横長	一
二八	〔雲霞雨請御初穂諸入用覚・礼馬諸入用帳〕	嘉永三			横長綴	一
二九	○二冊の合冊。(1)は「嘉永三年辰六月廿二日、雲霞雨請御初穂諸入用覚、上之切馬番」。表題につき初穂料・馬代などの諸入用並に枝村より受け取った初穂料を記したもの。(2)は「嘉永三年辰七月五日、雨請御礼馬諸入用帳、二度目、上之切馬番」。(1)に同じ。					
三〇	天下泰平五穀成就雲霞祭諸事	嘉永七・六・二	御神領惣中		横長	一
三一	熱田村年貢取立帳	明治六・三	名古屋并在々		縦	一
三二	〔旗屋町願書〕	(文政二・二)			縦	一
三三	○「口上之覚」を一括したもの。内容は旗屋町の商人の渡世に関する願書など。旗屋町の役所へ訴え出されたもの の書留か。					
三四	〔神領村々願書〕	(安政四～元治元)			縦	一

番号

表

題

年月日

作成者

受取人

形態

数

一五

〔諸届〕

(明治三・四)

- 宛先は愛知県庁など。内容はいずれも石橋・板橋など橋の箇所書上。

一六

〔願書綴り〕

(寛政六・文化五)

- 願書一括。寛政六年及び文化一四～一五年のもの。旗屋町の住民の願書に旗屋町町代が奥書・奥印をして、奉行所に宛てられたもの。控か。他所奉公許可願など。

一七

〔神領控主帳面表題〕

安永二・九

- 寛政二年八月再改加筆。神領地持の帳面を書き上げたもの。

一八

〔御達扣〕

寛政元

- 寛政三年三～九月の旗屋町町代から奉行所に達せられた口上の扣一括。養子呼寄など町内に関わることを報告したもの。

旗屋町

一九

〔神領地改寄帳〕

海国寺末寺共

- 海国寺ならびにその末寺の神領地内所持の地寄帳。

二〇

〔神領地改寄帳〕

大法寺

- 大法寺棹受の神領地内田畠屋敷等の地寄帳。明治七年の貼紙あり。

番号

表題

年月日

作成者

受取人

形態

四六

五

神領地売買改帳

○橋本作左衛門に關わる神領地内田畠屋敷等の売買改帳。文久年間以降の作成か。

三

〔乾徳寺納米麦撻人別帳・名替祝儀禁制連判帳〕

○一冊の合冊。(1)は「納米・麦撻人別帳、乾徳寺」。人別に撻米麦の納高を書き上げたもの。乾徳寺の小作か。

(2)は表題なし。名替祝儀禁制の旨達につき、町内の者より惣連判を取置く。

三

〔神領地改寄帳・売買改帳〕

明治一

○一冊の合冊。(1)は「殿様御扣、神領地改寄帳」。神領地内の「殿様」扣屋敷の地寄帳。(2)は「明治二年巳十一月、神領地売買改帳、神官役所」。棹受円定坊等に關わるもの。

四

〔神領地売買改寄帳〕

○一冊の合冊。(1)は「神領地売買改寄帳、妙安寺」。「自棹他棹共ニ不残開基昌春寄附、安永八年亥四月改」とあり。妙安寺に關わる神領地内田畠屋敷などの売買改帳。明治か。(2)は「神領地売買改帳、伝馬町昌春」。昌春に關わる神領地内田畠屋敷などの売買改帳。明治六年以降か。

五

戊戌日記帳

天保元・正

(岡本儀兵衛)

縦綴

五

日記覚

弘化五年・正

(岡本儀兵衛)

横長

○八月朔日から十二月廿八日至る岡本儀兵衛の日記帳。天候・金品出入などを中心として記される。町役人としての職務に關わることも多く載せられている。

縦綴

一

一

番号	表題	年月日	作成者	受取人	形態	数
二七	辛亥日記帳	嘉永四・正	(岡本儀兵衛)		横長	一

○八月朔日から十一月大晦日至る岡本儀兵衛の日記帳。宴席等での献立も詳しく記されている。

二九	戊午日記帳	安政五年・正	(岡本儀兵衛)		横長	一
----	-------	--------	---------	--	----	---

○八月朔日から十一月大晦日至る岡本儀兵衛の日記帳。筆勢が変わる。

三〇	辛酉日記帳	万延二・正	(岡本儀兵衛)		横長	一
----	-------	-------	---------	--	----	---

○八月朔日から十一月大晦日至る岡本儀兵衛の日記帳。

三一	丙寅日記帳	慶応二・正	(岡本儀兵衛)		横長	一
----	-------	-------	---------	--	----	---

○正月朔日から十二月大晦日至る岡本儀兵衛の日記帳。筆勢が変わる。通年の日記。普請関係の記事も散見する。

三二	丁卯日記帳	文化元・正	(岡本儀兵衛)		横長	一
----	-------	-------	---------	--	----	---

三三	壬申日記帳	文化二・正	(岡本儀兵衛)		横長	一
----	-------	-------	---------	--	----	---

○七月二十四日から翌正月朔日至る岡本儀兵衛の日記帳。私的な記述（妻の安産など）も散見する。

三四	己丑日記帳	文化三・正	(岡本儀兵衛)		横長	一
----	-------	-------	---------	--	----	---

○正月朔日から八月三十日至る岡本儀兵衛の日記帳。遠州代参・勢州代参などを行なっている。古渡村年貢受取を記している。

番号

表

題

年月日

作成者

受取人

形態

数

丁丑日記帳

文化四・正

(岡本儀兵衛)

横長

一

○八月朔日から十二月晦日に至る岡本儀兵衛の日記帳。

二五

甲午日記帳

天保五・正

(岡本儀兵衛)

横長

一

○正月朔日から七月晦日に至る岡本儀兵衛の日記帳。

二六

癸卯日記帳

天保四・正

(岡本儀兵衛)

横長

一

○正月朔日から七月二十九日に至る岡本儀兵衛の日記帳。天候・金品出入などを中心として記される。年貢受取や祭礼といった町役人の職務の記述もある。

二七

壬寅萬覚帳

天明三・正

岡本儀兵衛

横半列

一

○主に金銭貸付に関する明細を収める。見出しとして、「頬母子」「錢」「正金」「利金」「田徳」「過金」「田地買
金」「預り金」「有金」「かり金」「年季奉公人」がある。岡本家の経営形態の一端をうかがわせる。

二八

甲申穀物貯

文政七・正

岡本儀兵衛

横半列

一

二九

丁酉諸払

丁酉(天保八)・正

岡本儀兵衛

横半列

一

三〇

田畠附替帳

安政七・正

(岡村金次郎)

横半列

一

○安政七年から明治二六年にいたる田畠附替帳。田畠の所有の移動が一望できる。

番号

表題

年月日

作成者

受取人

形態

二三

〔熱田町検地帳〕(旗屋町・白鳥町ほか)

○神領地内各町の検地帳。各町ごとにタブが付されている。一筆ごとに分米、作人と共に棹受人名が記されている。台紙に一筆ごとの短冊を貼るという形態を取っており、複数回の検地が施行されたことをうかがわせる。ただし、作成年は不明。神領地内各町を一括して検地帳が作成されているところが特徴。

二四

神領地扣

元文五

○神領地内各町の検地帳。記載内容・形態等は二七一に同じ。冊の厚みは二七一より厚い。

二五

西起輪中諸入用勘定帳

安政三・三

○西起輪中経営に関する諸入用を勘定したもの。一五八〇一七一と関連。神領地内各町での経営か。

二六

〔川西起諸入用割符帳〕

寛政三・三

○原表題「川□□符□、□儀□」。戌年分の川西起に関する敷地年貢・松縫その他諸入用を割り付けたものを作人ごとに書き出した割符帳。作人は西起経営に携わったと見られる神領地内の町人、寺院。

二七

西起大松伏替懸り物御渡シ之帳

寛政三・二

○日付ごとに「渡遣」した金銭と人名・寺院名(作人か)を記し、勘定したもの。西起輪中経営に関わるもの。

二八

川西起大松伏替諸事入用帳

寛政六・九

○表紙に「当年初而九尺松御願相済伏替二付」とあり。人足入用などを、日を追って記し、勘定したもの。松伏替作事の経過もわかる。

二九

御神領西起始東川並起々浜新開迄汐痛入用帳

安政一・九～安政三・正

番号

表

題

年月日

作成者

受取人

形態

数

二六

〔申新田高拾石綻帳〕（川西起）

(1) 支配人前兵衛・

横長綴

一

二七

〔庄屋惣右衛門

庄屋惣右衛門

横長綴

一

二九

〔諸事入用覚・くすり覚帳〕（川西起）

横長綴

一

○二冊の合冊。(1)は「亥極月、申新田高拾壹石綻帳、支配人前兵衛」。申新田に関する名寄帳。西起輪中関係か。(2)は「巳年極月ヨリ、午閏四月迄入用」。神納出金・諸懸入用などを記したもの。

三〇

〔川見分覚〕（川西起）

横長綴

一

○原表題なし。川見分につき川幅・深度など書上。

三一

〔精進川通御冥加人足獻上帳・同浚諸入用勘定帳〕（川西）（寛政二・三）

横長綴

一

三二

○二冊の合冊。(1)は「精進川通御冥加人足獻上帳」。高割人足獻上につき献上人數書上。(2)は「寛政十一年未十二月、精進川御浚諸入用勘定帳扣」。精進川浚につき諸入用の詳細を記し、勘定したもの。

三三

〔辰年七月ヨリ極月迄新田惣勘定帳〕（川西起）

横長

一

○新田經營につき諸払方分勘定につき覚。

土古山新田万右衛門 ↓向井喜六

横長

一

三四

〔神領地惣懸り諸入用取集帳〕（川西起）

横長

一

1

番号 表題

年月日

作成者

受取人

形態 数

○人（地持力）別に石高数を記したもの。

二三

2 「神領地惣懸り諸入用取集帳」（川西起）

○原表題「神領地惣懸り諸入用取集帳ノ二、神領地惣高懸り取集帳」は鉛筆書き。記述は二八三一に同じ。裏打ちの際に二分したもの。

横長

一

三四

神領地惣高掛リ物取集帳（川西起）

天保二・七

当番

横長

一

四五

神領地惣高懸り物御渡帳（川西起）

天保二・七

横長

一

五六

神領地惣高掛リ物取集帳（川西起）

天保三・七

横長

一

五六

神領地惣高掛リ物取集帳（川西起）

天保三・七

横長

一

五六

御神領地惣高掛リ物御渡帳（川西起）

天保六・七

横長

一

五六

御神領地惣高掛リ物御渡シ帳（川西起）

天保二・七

横長

一

番号 表題 年月日 作成者 受取人 形態 数

○神領地惣高掛物請取につき請取日ごとに渡し人と金錢を記し、勘定したもの。裏表紙に「御神領」とあり。

元〇	堀河西諸人用割符帳	寛保元・七			横長	一
----	-----------	-------	--	--	----	---

○元文五年四月より寛保元年盆過ぎまでの間の諸入用を高割で割り付けた帳面。地持名、石高、掛金渡し額、ならびに朱合点を記す。

〔川西用水井桁敷地年貢米渡帳〕

(延享元～寛政七・二)

横長綴
一

○一〇冊の合冊。(1)は「延享元年十二月甲子、川西用水井桁敷地年貢米渡帳」。年貢米代金請取帳。請取日ごとに支払人、納米高、代金ならびに請取印を記したもの。(2)は「宝暦二年極月吉日壬申、川西井桁敷地年貢渡帳」。記述は(1)に同じ。(3)は「宝暦三年癸酉極月吉日、川西井桁敷地年貢渡帳、当番清七郎」。記述は(1)に同じ。(4)は「宝暦拾壹年巳十二月、川西井桁敷地年貢渡帳」。記述は(1)に同じ。(5)は「明和七年寅十二月、川西井桁敷地年貢渡シ帳」。記述は(1)に同じ。済印あり。(6)は「安永七年戌十二月、川西井桁敷地年貢渡帳」。地持ちごとに納米高及びその代金を記したもの。(7)は「安永九年子十二月、川西井桁敷地年貢渡帳」。記述は(6)に同じ。(8)は、「寛政三辛亥年十一月、川西起井桁敷地年貢渡シ帳扣、埋井桁返シ・新井桁借り増」。地持ごとに納米高を記したもの。代金は記されない。(9)は「寛政六年寅十二月、川西起井桁敷地年貢渡帳」。作人ごとに納米高及びその代金を記したもの。(10)は「寛政七年卯十二月、川西起井桁敷地年貢渡帳」。記述は(9)に同じ。合印あり。

元〇
川西諸入用割符帳

(延享一・閏三)

横長綴
一

〔麦年貢請取帳・当年盆前土古新田惣勘定帳〕

(寛延三・五～寛延・七)

横長綴
一

○渡船新造・敷地年貢納入など当年分諸入用代金高割りにつき、地持ちごとに高数ならびに割符代金を記したもの。

○一冊の合冊。(1)は「寛延二年五月吉日、巳年納麦年貢請取帳」。裏表紙「土古山新田万右衛門」区割りごとの

二五三

畠反数ならびに麦取高を記したもの。(2)は「寛延三年七月吉日、当年盆前土古新田惣勘定帳」。裏表紙「向井喜六、岡本清七殿」。当番方諸入用・紙代・菓子代・熱田初穂代など諸入用を勘定したもの。

一四

川西諸入用割符帳

宝暦三・三

横長

一

○作人ごとに田畠反数及びその掛代金を記したもの。合点あり。最後葉には請取日ごとに代金を記し、勘定している。

一五

川西起入用取替・割符帳

(宝暦三・三～天明六・正)

横長綴

一

○九冊の合冊。(1)は「宝暦二壬申歳三月吉日、西起入用取替帳、向井弥兵衛」。井桁浚い人足代金など西起に関わる諸入用を日付ごとに書上、勘定したもの。向井弥兵衛が立替えておき、後に各地持に割り付けたもの。(2)は「宝暦七年丁丑十二月、川西諸入用取替帳」。塩俵代金、繩代金等、川西起に関わる諸入用を日付ごとに書上、勘定したもの。(3)は「明和九年壬辰正月、川西起諸入用取替帳、当番岡本儀兵衛」。渡場直し人足代など、川西起に関わる諸入用を書上、勘定したもの。(4)は「安永七年戊戌正月吉日、川西起取替之帳、当番旗屋町儀(虫損)」。記述形態は(3)と同じ。朱合印あり。(5)は「安永十歳辛丑正月吉日、西起諸入用取替帳、当番弥兵衛」。裏表紙「当番材木町弥兵衛」の作成。記述形態は(3)と同じ。(6)は「天明三年卯正月吉日、川西諸入用取替帳」。裏表紙「当番材木町弥兵衛」の作成。記載形態は(3)と同じ。(7)は「天明年正月吉日・天明七年正月吉日・同八年申正月吉日、丙午・丁未、西起取替帳、当番儀兵衛」。記載形態は(3)と同じ。(8)は「西起割符帳、当番清七郎、酉十二月、岩屋十左衛門殿へ遣候扣也」。広井村井桁浚い人足代などの諸入用を勘定し、高割りにしたもの。(9)は「西起割符帳、当番弥兵衛、巳十一月、岩屋十左衛門殿遣候扣帳」。神領堀川西地持共当番弥兵衛の作成。諸入用を勘定し、高割りにしたものを記し、岩屋十左衛門分を記したもの。

五六

川西諸入用割符帳

宝暦三・三

当番清七郎

横長

一

番号

表

作成者

受取人

形態

数

- 敷地年貢ならび諸入用割符につき、地持ちごとに反数及び懸金を記し、さらに懸金を渡した日付を付したもの。合点あり。

合点あり。

元

〔川西諸入用割符集帳〕

(1)・(2) 宝暦元・三

横長綴
一

- 「一冊の合冊。(1)「宝暦九年卯十二月、川西諸入用割符集帳」(2)「宝暦九年卯十二月、川西井桁敷地年貢渡帳」」
「松伏直しならびに敷地年貢・諸入用割符につき、地持ちごとに反数及び懸金を記し、さらに懸金を渡した日付を付したもの。合点あり。

元

〔川西諸入用割符集帳〕

(1)・(2) 宝暦二〇・三

横長
一

- 「一冊の合冊。(1)「宝暦十年辰十二月、川西諸入用割符集帳」(2)「宝暦十年辰十二月、川西井桁敷地年貢渡帳」」
「渡船造作ならびに敷地年貢・諸入用割符につき、地持ちごとに反数及び懸金を記し、さらに懸金を渡した日付を付したもの。合点あり。

元

〔川西諸勘定関係書綴〕

(宝暦二〇・三～明和二)

横長綴
一

- 七冊の合冊。丁の順番が前後して製本されているので注意が必要。(1)は「宝暦十年庚辰十二月、川西起諸勘定帳、当番清七郎」。紙代、会所の雜用代など諸事入用取替につき勘定したものの覚。(2)は「宝暦拾壹年巳十二月、川西諸入用勘定之扣」。井浚人足代、酒代など諸入用取替につき勘定したものの覚。(3)は「明和元年申閏十二月、川西岩屋分勘定之扣、当番材木町彦九郎」。岩屋氏分の諸入用、敷地年貢を勘定し記したもの。(4)は「明和二年酉十二月、川西岩屋分勘定之扣、当番材木町弥兵衛」。井道浚人足代などの諸懸り入用を岩屋喜伝次より請取につき覚。(5)は「岩屋十左衛門殿へ遣し候勘定書附之扣也、丁丑十二月、当番岡本清七」。浚人足代などの諸懸り入用を岩屋十左衛門より請取につき覚。(6)は「岩屋十左衛門殿へ遣シ候勘定書附之扣也、丙子十二月、当番向井弥兵衛」。井飯米代、井道浚人などの諸掛り入用を岩屋十左衛門より請取につき覚。(7)は

三〇

川西諸入用割符集帳

宝暦二・三

横長

一

「亥年勘定岩屋氏書付扣、当番小沢彦九郎、十二月十六日」。井浚人足代などの諸懸入用、敷地年貢代金の岩屋氏分勘定につき覚。

○敷地年貢・諸入用割符につき、地持ごとに反数あるいは神納石高及び懸金を記し、更に懸金を渡した日付を付したもの。合点あり。

三〇一

当米残并味進附覚・秋成味進共書抜（川西起）

明和元・閏三

岡本氏

横長

一

○納米につき残米及び未進米分の代金を記し、代金を渡した日付を付したもの。合点あり。一部反故。

三〇二

萬取替覚（川西起）

明和六・七

加兵衛

横長

一

○御役銀町入用、薪代など取替分請取につき覚。割印あり。

三〇三

「川西起入用関係書綴」

(元文三・五～明和七・二)

横長綴

一

○四冊の合冊。（1）は「明和七年寅十二月、取集請取扣、川西起分、当番旗屋町清七郎」。金錢取集につき、地持ごとに代金を記し、代金を渡した日付を付したもの。済印あり。（2）は「明和元年甲申九月日、堀川西大起小作書抜帳、岡本氏」。小作人ごとに持高ならびに納米高を記したもの。地持ごとに大きく分けて記述される。

（3）は「宝暦三年酉十二月、川西田地諸入用覚」。井道牛立村ヨリ浚い人足代など諸入用勘定につき覚。（4）「元文」一年巳五月、堀川西秋伏替入用割」。堀川西秋破損二付、伏起堤条浚等諸入用割符にあたり、地持ごとに反数及び懸金を記し、更に代金を渡した日付を付したもの。合点あり。

三〇四

惣地持中取替覚帳（川西起）

安永五・七

江戸屋弥兵衛

横長

一

○酒代・うどん代など地持中取替分勘定の覚。

番号

表

題

年月日

作成者

受取人

形態

数

三〇五

[納米大豆年貢取立納米大豆秋成年貢書抜帳] (川西起) (安永五・三～安永六・三)

横長綴
一

○一冊の合冊。(1)は「安永五年丙申十二月吉日、納米大豆年貢取立書抜帳」。納米・大豆代金取立につき、作人ごとに代金を記し、未進の有無を記したもの。合点あり。(2)は「安永六年酉十二月吉日、納米大豆秋成年貢書抜帳」。記述は上に同じ。ただし、納麦も記されている。

三〇六

[検見入用関係書綴] (川西起)

(明和五・八～寛政五・九・四)

横長綴
一

○四冊の合冊。(1)は「安永六年酉九月日、御検見入用取替帳」。裏表紙「江戸屋弥兵衛」の作成。検見につき弁当、人足、名古屋行の各入用を書き上げたもの。(2)は「寛政五癸丑年九月十四日土用入、水かぶり場所斗、田方立毛検見覚」。作人ごとに田反数ならびに石高を記したもの。(3)は「天明四年辰六月、精進川通御買取集帳」。裏表紙「岡崎弥八郎・貝谷権左衛門・片町安次郎」地持ごとに人足代金を割りつけたものの書上。(4)は「明和五戊子八月、早稲方検見之帳、敬徳、岡本氏」。早稲方検見につき作人ごとに早稲方反数ならびに取高を記したもの。

三〇七

[萬覚帳] (川西起)

(明和四・正)

横長綴
一

○二冊の合冊。(1)は「明和四年い年正月吉日、万わほへ帳」。とらせ錢・さかな代などを書き上げたもの。(2)は「甲酉年、萬覚帳」。酉年正月廿四日～亥年十一月七日までの金銭出入を記したもの。

三〇八

納米大豆取集帳 (川西起)

天明四・三

一

三〇九

寅卯巳午年懸り書抜取集帳 (寺院方)

天明六・二

横長

○寺院ごとに他棹分の反数ならびに掛代金を書き上げたもの。合点あり。

當番旗屋儀兵衛

一

番号

表題

年月日

作成者

受取人

形態

数

三〇

惣高懸り御渡シ帳（川西起）

天明六・二

○地持（あるいは作人）、寺院ごとに割り付けられた高懸入用を渡したもの。

三一

川西諸入用割符之帳

明和七・三

当番儀兵衛

横長

一

三二
川西諸入用割符之帳

天明八・三

當番儀兵衛

横長

一

三三
納米大豆秋成取立帳（川西起）

天明八・三

當番儀兵衛

横長

一

○作人ごとに納米・大豆高ならびにその代金を書き上げたもの。

三四
神領惣高懸り御渡シ之帳（川西起）

寛政元・三

當番儀兵衛

横長

一

○地持（あるいは作人）ごとに金錢高を書上、勘定したもの。寺院が多いのが目につく。堀川西起新田関係か。

三四
〔堀川西起船越問麦之帳〕

（寛政三・七～天保二・七）

横長綴

一

○四冊の合冊。（1）は「寛政式年戌七月、堀川西起船越とい麦之帳并秋守給麦之帳も書置」とあり。堀川西起新田について、船越問麦を地持（作人）ごとに書き上げたもの。（2）は「文化八年未六月吉日、西起船越とい麦之長」。堀川西起新田について、船越問麦を地持（作人）ごとの出し高を書き上げたもの。（3）は「天保九年七月吉日戊戌、西起船越問麦帳」。堀川西起新田について、船越問麦の地持（作人）ごとの出し高を書き上げたもの。（4）は「天保拾年己亥七月吉日、西起船越問麦帳」。堀川西起新田について、船越麦問の地持（作人）ごとの出し高を書き上げたもの。

〔西起井桁敷地本帳・西起新井桁取立諸事留扣帳〕（天明五・二～寛政三・三）

横長綴

一

三五

○二冊の合冊。（1）は「寛政三年辛亥三月吉日相改、西起井桁敷地本帳」。堀川西起新田のうち、一区画ごとの地

番号

表

題

年月日

作成者

受取人

形態

数

持、小作、及び米の取れ高を書き上げたもの。敷地年貢の本帳か。(2)は「天明五年乙巳一月吉日、川西起新井桁取立諸事留扣帳、牛立村他五村借り間数并新井桁」とある。

三六

見世方店鉗勘定之帳(川西起)

寛政四・正

岡本氏

横長

一

○反物・扇子代金などの店方入用書上ならびに勘定したもの。

三七

「川西起掛り物御渡シ之帳」

(寛政六・三～嘉永元・三)

横長綴

一

○七冊の合冊。(1)は「寛政六年寅十二月、川西起懸り物御渡シ之帳」。堀川西起新田の各地持より渡された懸り物代金を日付別に書上勘定したもの。(2)は「寛政七年卯十二月吉日、西起掛り物御渡帳」。記載内容は(1)に同じ。合印あり。(3)は「寛政十年戊午七月、西起掛り物御渡シ帳」。記載内容は(1)に同じ。合印あり。(4)は「文化六歳巳十二月、西起掛り物御渡シ帳」。記載内容は(1)に同じ。合印あり。(5)は「文化八辛未年十二月、西起掛り物御渡帳」。堀川西起新田の各地持より渡された掛り物代金を日付別に書上、勘定したもの。合印あり。(6)は「安政四年巳十二月吉日、西起輪中掛り物御渡帳」。記載内容は(1)に同じ。合印はない。(7)は「嘉永元年申十二月、西起輪中掛り物御渡シ帳」。記載内容は(1)に同じ。合印はない。

三八

川西起諸入用割符帳

寛政七・三

横長

一

○当年分の敷地年貢井浚入用、井桁普請入用などの諸入用を反別に即して地持ごとに割り付けたものを書き上げたもの。合印あり。

三九

居林諸入用勘定引払帳(川西起)

寛政六・二

横長

一

○作人ごとに居林諸入用の支払い状況を勘定して記したもの。

三〇

居林上納金式百両割符帳(川西起)

寛政六・八

横長

一

三一

居林諸入用勘定引払帳(川西起)

寛政六・二

横長

一

○作人ごとに居林諸入用の支払い状況を勘定して記したもの。

三一

[惣高掛御渡帳]

(寛政四・三・寛政二・七)

○三冊の合冊。(1)は「寛政十二年申七月、惣高掛御渡シ帳」。堀川西起新田に関わり、各地持(寺院が多い)より渡された高掛代金を日付別に書上、勘定したもの。合印あり。(2)は「寛政四年子十二月、惣地高懸り物御渡帳」。記載内容は(1)と同じ。合印はなし。(3)は「寛政十年午十一月、惣掛リ物残リ之分書抜帳」。寛政九年(1797)一年の、横田・精進川に関わる集め残りの掛け物代金を作人ごとに書き抜いたもの。

三二

[西起井道・西起輪中井道敷地米渡帳]

(享和元・三・嘉永元・三)

○五冊の合冊。(1)は「享和元年辛酉十一月、西起井道・敷地米渡帳」。地持」とに地持より渡された納米代金を記したもの。合印あり。(2)は「文化六歳巳十二月、西起井道敷地米渡シ帳」。記載内容は(1)と同じ。

(3)は「文化八辛未十二月、西起井道敷地米渡シ帳」。記載内容は(1)と同じ。(4)は「文政八年酉十二月、西起輪中井道敷地米渡シ帳」。記載内容は(1)と同じ。(5)は「嘉永元年申十二月、西起輪中井道敷地米渡帳」。記載内容は(1)と同じ。

三三

[西起田面小作扣帳]

文化二・六

○作人ごとに納米高を記したもの。

三四

[神領地惣高掛リ御渡シ之帳](川西起)

文化四・七～文化六・七

○二冊の合冊。(1)は「文化四年七月丁卯、神領地惣高掛リ御渡之帳」。各地持(あるいは作人)より渡された高掛代金を日を追って記したもの。合印あり。(2)は「文化六歳七月己巳、神領地惣高掛リ御渡シ之帳」。記載内容は(1)と同じ。

横長綴

一

横長綴

一

横長綴

一

番号

表題

年月日

作成者

受取人

形態

数

三五

「堀川西起・西起輪中掛り物取集帳」

(文化六・二~嘉永元・二)

横長綴
一

三六

惣高立会改（川西起）

文化二

横長
一

○地持ごとにその持高を記したもの。堀川西起新田のもの。

三七

堀川西起掛り物取集帳

文化

横長
一

○二冊の合冊。（1）は「文化六歳[己十一]月、堀川西起掛り物取集帳」。敷地年貢・用水入用その他諸入用を地持ごとに割り付けたもの。合印あり。（2）は「寛政三年辛亥三月吉日、埋戻シ并桁之分扣帳下書、新井桁取立間数并諸入用帳」。新井桁取立、埋戻シ、井筋など出来などを詳しく認めたもの。

三八

西起掛物差引扣帳

文化六・二~嘉永四・三

横長綴
一

○六冊の合冊。（1）は「文化八辛未十二月、西起掛物差引扣帳」。地持ごとに出分、もしくは差引出分の掛物代金を記したもの。（2）は「文政八年乙酉十二月、西起輪中掛物御渡シ帳」。堀川西起輪中内の各地持より渡された掛物代金を地持ごとに記したもの。（3）は「文政八年乙酉十二月、西起輪中掛り物差引扣帳」。地持ごとに出分、もしくは差引出分の掛物代金を記したもの。合印あり。堀川西起輪中に関わるもの。（4）は「嘉永元年申十二月、西起輪中掛り物差引控帳」。記載内容は（3）に同じ。（5）は「嘉永二年酉十二月、西起輪中掛り物差引控帳」。記載内容は（3）に同じ。（6）は「嘉永四年亥十二月、西起輪中掛り物差引控帳」。記載内容は（3）に同じ。

三九

神領地惣高掛取集帳（川西起）

文政五・七

横長
一

番号

表題

年月日

作成者

受取人

形態

数

- 高掛代金を神領地内の地持ごとに割り付けたもの。合印あり。神領地全体のものか。

神領地惣高掛り物御渡シ帳（川西起）

文政五・七

横長

一

神領地惣高掛取集帳（川西起）

文政六・七

横長

一

神領地惣高掛取集帳（川西起）

文政六・七

横長

一

神領地惣高掛取集帳（川西起）

文政七・三

横長

一

西起輪中掛り物御渡シ帳

文政七・三

横長

一

西起・横田輪中井道敷地米渡シ帳

文政七・三～文政九・三

横長綴

一

- 一冊の合冊。（1）は「文政七年申十二月、西起輪中井道敷地米渡シ帳」。堀川西起輪中内の各地持ごとに井道敷地米高とその代銀を書き上げたもの。合印あり。（2）は「文政九年戌十二月、横田輪中井道敷地米渡シ帳」。横田輪中内の各地持ごとに、井道敷地米高とその代銀を書き上げたもの。

神領地惣高掛取集帳（川西起）

文政八・七

横長

一

- 文政七年七月より文政八年七月までの神領定例入用ならびに諸下用割付勘定につき、地持ごとにその持高に応じて割り付けたもの。合印あり。

神領地惣高掛取集帳（川西起）

文政八・七

横長綴

一

- 一冊の合冊。（1）は「文政八年酉七月神領地惣高掛取集帳」。三三四のつづき。（2）は「文政八年酉七月神領地惣高掛り物御渡シ帳」。神領地内の各地持より渡された掛物代金を地持ごとに日を追って記したもの。な

番号

表

題

年月日

作成者

受取人

形態

数

お、表紙が最後尾に綴られてあるが、内容から判断してこの表題とした。

三六

子年田徳并丑年中取替物勘定帳（川西起）

(文政二)

横長
一

○文政一二年の田徳を以て文政一二年中の取替分の勘定を済ませるについての諸書付。ここでいう「田徳」とは、百姓取分のことであろう。

三七

横田輪中懸り物之内卯辰之分割戻帳

天明六・一

横長
一

○表題の金錢を受け取った旨を地持ごとに金額を示し書き付けたもの。地持はいづれも寺院。

三八

横田輪中諸入用取替勘定之帳

天明七・正

横長
一

○表紙に「本帳也」とある。堤切落しの人足代金など横田輪中に関わる諸入用を、取替人ごとに勘定したもの。

三九

横田輪中諸入用取集帳

寛政五・七

横長
一

○寛政四年益後から寛政五年益前にかけての堤普請などの諸入用勘定につき、各地持にその持高に応じて割り付けたもの。

四〇

横田輪中諸入用取集帳

寛政六・七

横長
一

○寛政五年益後から寛政六年益前にかけての堤普請などの諸入用勘定につき、各地持にその持高に応じて割り付けたもの。

四一

「横田検見覚帳」

寛政〇・九

横長綴
一

○一冊の合冊。(1)は「寛政十戌年九月、横田検見之覚帳」。横田輪中の内の田の検見の結果を作人ごとに記したもの。(2)は「寛政十一年九月吉日」(2)未、横田検見帳」。裏表紙「岡本氏」。記載内容は(1)に同じ。

番号

表題

年月日

作成者

受取人

寛政二・七

形態

横長

数

横田輪中諸入用取集帳

○寛政一〇年七月より寛政二一年七月にかけての横田輪中に関わる諸入用勘定に付き、各地持にその持高に応じて割付けたもの。合印あり。

横田掛り物御渡帳

寛政二・七

○横田輪中内の各地持より渡された掛物代金を地持ごとに記したもの。

横田井道敷地〔破損〕

寛政三・三

○横田輪中内の各地持より渡された納米代金を地持ごとに記したもの。

横田井道敷地畝歩井料米寛帳

寛政三・四

○横田新田（輪中か）の各地持ごとに田や道敷地の長・幅・畝歩・敷地米高を記したもの。（朱）「此帳面ハ入用ニ

無御座候仍而享和二年戊四月仕方相改ニ本帳出来有」。

横田輪中立会人別帳

文化元・三

○横田輪中の地持ごとに、持高、懸り代金等を記したもの。

横田井道敷地米渡シ帳

(文化元・三・文化二・一)

横長綴

（文化元・三・文化二・一）

○一冊の合冊。（1）は「文化元年子十二月、横田井道敷地米渡帳」。横田輪中内の各地持から渡された井道敷地米代金を、各地持ごとに記したもの。（2）は「文化二歳己十二月、横田井道敷地米渡シ帳」。記載内容は（1）と同じ。

横田輪中掛り物取集帳

文化六・三

番号

表題

年月日

作成者

受取人

形態

六四

数

三九

横田井道通り間数畝歩改帳

文化九・正

横長

- 地持ごとに書き上げたもの。合印あり。略図の添えてあるものもある。

三四〇

横田輪中掛り物御渡シ帳

(文政二・三・文政五・二)

横長綴

- 一冊の合冊。(1)は「文政式年卯十二月、横田輪中掛り物御渡シ帳」。横田輪中の各地持より渡された表題の代金を地持ごとに記したもの。合印あり。(2)は「文政五年午十二月、横田輪中掛り物御渡シ帳」。横田輪中の各地持より渡された表題の代金を、地持ごとに記したもの。合印あり。

三五

横田輪中掛り物御渡シ帳

文政四・三

横長

- 横田輪中の各地持より渡された表題の代金を地持ごとに記したもの。合印あり。

三五

横田輪中掛り物取集帳

文政五・三

横長

- 神領庄屋加藤甚太郎・高橋弥右衛門の調印あり。横田輪中の当年分諸掛下用割付勘定に付き、地持ごとに持高と掛け金を勘定したもの。

三五

横田輪中掛り物差引扣帳

文政五・三

横長

- 横田輪中の各地持ごとに出分もしくは差引出分の金銭を記したもの。

三五

[横田輪中井道敷地米渡シ帳]

(文政五・三・文政六・二)

横長綴

- 二冊の合冊。(1)は「文政五年午十二月、横田輪中井道敷地米渡シ帳」。横田輪中の各地持ごとに、表題の納米高とその代金を記したもの。(2)「文政六年未十二月、横田輪中井道敷地米渡シ帳」。記載内容は(1)に同じ。

一

番号

表題

三五

横田輪中掛り物御渡シ帳

文政六・三

年月日

作成者

受取人

横長綴

形態

一

三六

[横田輪中掛り物取集帳・渡シ帳]

(文政六・三・文化元・一)

横長綴

一

○四冊の合冊。(1)は「文政六年未十二月横田輪中掛り物取集帳」。神領庄屋加藤甚太郎・高橋弥右衛門の調印あり。横田輪中の当年分諸掛り下用割付勘定に付き、地持ごとに持高と掛け金を記したもの。合印あり。(2)は「文化元年子十二月、横田輪中掛り物取集帳」。浜村茂助・加藤甚右衛門の調印あり。記述内容は、(1)と同じ。(3)は「文化元年子十二月、寺院方横田輪中掛り物取集帳、寺院方」。浜村茂助・加藤甚右衛門の調印あり。記述内容は(1)に同じ。ただし地持はいずれも寺院。(4)は「文化元年子十二月、横田掛り物御渡帳」。横田輪中内の各地持より渡された表題の代金を地持ごとに記したもの。合印あり。

三七

[横田輪中掛り物差引扣帳・渡シ帳]

文政六・三

横長綴

一

○二冊の合冊。(1)は「文政九年戌十二月、横田輪中掛り物差引控帳」。横田輪中の各地持ごとに差引もしくは出分の金錢を記したもの。(2)は「文政九年戌十二月、横田輪中掛り物御渡帳」。横田輪中の各地持より渡された表題の代金を地持ごとに日付とともに記したもの。合印あり。

三八

横田輪中掛り物取集帳

文政六・三

横長綴

一

○神領庄屋加藤甚太郎・青田長十郎・高橋満太郎の奥印あり。横田輪中の当年分諸掛り下用割付勘定につき、地持ごとに掛け金と持高を記したもの。合印あり。

三九

神領堀川西起田畠絵図面

絵図

一

○堀川西起輪中全体の絵図面。田畠一筆ごとの地持名や畠の位置などが記されている、詳細な絵図。

番号

表題

年月日

作成者

受取人

形態数

三〇

[土古山新田勘定帳]

(亥年・子年)

○三冊の合冊。(1)は、「当亥七月新田勘定帳」。土古山新田に關わる諸入用を勘定した覚帳。(2)は「当子之冬新田勘定帳」。土古山新田に關わる万右衛門方諸入用などを勘定した覚帳。(3)は「子年七月より十一月迄土古山新田惣勘定帳」。土古山新田・万右衛門の作成。土古山新田元ノ方岡本清七郎宛。土古山新田經營に關する諸請取方・払方を總括して報告したもの。

三一

[土古山新田出合之覚]

○「三人中ま」向井喜六・福島太郎左衛門・岡本清七郎及び「後入」山口源兵衛に關わる新田經營の諸入用を勘定したもの。

三二

[土古新田御年貢取立帳・古渡リ西地大志水田地之帳]

(未年)

三三

[午之年新田御年貢取立帳・古渡リ西地大志水田地之帳]

横長綴一

○一冊の合冊。(1)は「午之年新田御年貢取立帳」。田方畠方共、年貢取立につき、入用等を差引勘定したもの。(2)は「古渡リ西地大志水田之帳」。田地一筆ごとに作人を記したもの。

三四

[土古新田惣勘定帳]

(未年)

横長綴一

○一冊の合冊。(1)は「未年正月より七月迄土古新田惣勘定帳」。新田經營に關わる金子・米・薪などの請取方及び米麦の渡方を記したもの。(2)は「未七月依極月迄土古新田惣勘定帳」。新田經營に關わる金子・米・薪などの請取方及び米麦の渡方、ならびに入足払方等を記したもの。

三四

[土古山新田納所割符帳]

宝曆二〇・九

横長一

熱田住岡本清七郎・同
儀兵衛

○裏表紙に「四人立合割帳」とある。土古山新田に關わる諸納米高、同代金、諸懸り入用代金等を書き上げたもの。

表題

〔納麦年貢納帳綴〕

年月日
(明和九・七～寛政二・七)

作成者

受取人

形態
横長綴
一

○七冊の合冊。(1)は「明和九年壬辰七月、納麦残書抜覧」。作人(あるいは地持)ごとに納麦高及び同代金を書き上げたもの。合点あり。(2)は「安永三年甲午七月吉日、午之麦年貢納帳」。裏表紙「土古山新田」土古山新田万右衛門の作成。作人ごとに持高及び納麦高を記したもの。(3)は「安永四年七月吉日乙、未之年納麦年貢覧帳」。土古山新田万右衛門の作成。記載内容は(2)と同じ。(4)は「安永五年七月吉日丙、申年納麦年貢帳、土古山新田」。土古山新田万右衛門の作成。記載内容は(2)と同じ。(5)は「寛政式年戌七月吉日、納麦年貢升残帳」。作人(あるいは地持)ごとに納麦高、同代金及び残り代金を書き上げたもの。合点あり。(6)は「寅年納麦年貢取立覧帳」。作人ごとに持高並びに取麦高を記して勘定し、向井・岡本・福嶋の三者で割合わせ、年貢分を差し引いて勘定したもの。(7)は「辰年土古山新田納麦取立帳」。土古山新田万右衛門の作成。作人ごとに納麦高を記し、福嶋・岡本・向井の三者で五・四・一の割合で割合せている。

(文政三・一～三・閏)

↓元々衆中

横長綴
一

○四冊の合冊。(1)は「文政十三年庚寅正月吉日、土古山新田壱ヶ月勘定帳」。新田経営に関わる班飯米及び味噌・塩などの諸入用代金を勘定したもの。(2)は「文政十三年庚寅二月吉日、土古山新田壱ヶ月勘定帳」。記載内容は(1)に同じ。(3)は「文政十三年庚寅三月吉日、土古山新田壱ヶ月勘定帳」。記載内容は(1)に同じ。(4)は「文政十三年庚寅閏三月吉日、土古山新田壱ヶ月勘定帳」。記載内容は(1)に同じ。

天保元・二

横長綴
一

土古山新田年貢勘定帳

文右衛門

土古山新田万右衛門・↓元々衆中

元々衆中検分についての、はぜ・かまばこなどの諸入用など土古山新田に関わる諸入用代金を書き上げたもの。

〔土古山新田年貢勘定帳綴〕

(天保一・正～天保七・正)

横長綴
一

○六冊の合冊。(1)は「天保二年辛卯正月吉日、土古山新田年貢勘定帳」。土古山新田万右衛門・文右衛門の作

番号

表

題

年月日

作成者

受取人

形態

数

成。元ノ衆中宛。惣高より「五人江納米」等を差し引いたものを四者で割りふたもの。(2)は「天保四年癸巳正月吉日、土古山新田年貢惣勘定帳」。土古山新田万右衛門・文右衛門の作成。元ノ衆中宛。記載内容は(1)と同じ。(3)は「天保七年丙申正月吉日、土古山新田年貢勘定帳」。半九郎・金次郎・文右衛門の作成。元ノ衆中宛。記載内容は(1)と同じ。(4)は「天保二年辛卯三月吉日、土古山新田惣勘定帳」。新田經營に關わる飯米及び味噌・塩などの諸入用代金を勘定したもの。元ノ衆中宛。(5)は「天保二歲辛卯四月吉日、土古山新田惣勘定帳」。土古山新田万右衛門・文右衛門の作成。元ノ衆中宛。記載内容は(4)と同じ。(6)は「天保二年辛卯四月吉日、土古山新田中勘定帳」。年貢惣勘定寄合など諸行事に際しての諸入用代金を書上、割りふたもの。

三〇

〔土古山新田惣勘定帳綴〕

(天保二・五) (天保二・六)

横長綴

一

○五冊の合冊。(1)は「天保二年辛卯五月吉日、土古山新田惣勘定帳」。新田經營に關わる飯米及び初穂料・人足代金などの諸入用代金を書き上げたもの。(2)は「天保二年辛卯六月吉日、土古山新田惣勘定帳」。記載内容は(1)と同じ。(3)は「天保二年辛卯七月吉日、土古山新田勘定帳」。土古山新田万右衛門・文右衛門の作成。元ノ衆中宛。勘定寄合など諸行事に際しての諸入用代金を書上げ、割ふたもの。(4)は「天保二年辛卯八月吉日、土古山新田惣勘定帳」。元メ衆中宛新田經營に關わる飯米、人足、諸入用代金を書き上げたもの。(5)は「天保二年辛卯九月吉日、土古山新田惣勘定帳」。元ノ衆中宛。新田經營に關わる飯米・人足・木挽代金などの諸入用代金を書き上げたもの。

三〇

〔土古山新田惣勘定帳綴〕

(天保二・〇) (天保二・三)

横長綴

一

○五冊の合冊。(1)は「天保二年辛卯十月吉日、土古山新田惣勘定帳」。新田經營に關わる飯米及び人足代金・紙代金などの諸入用代金を書き上げたもの。(2)は「天保二年辛卯十月吉日、土古山新田中勘定帳」。土古山新田万右衛門・文右衛門の作成。元ノ衆中宛。勘定寄合・御祭入用など諸行事に際しての諸入用代金を書き上げ割りふたもの。(3)は「天保三年壬辰十月吉日、土古山新田中勘定帳」。土古山新田万右衛門・文右衛門の

三〇

〔土古山新田惣勘定帳綴〕

(天保二・〇) (天保二・三)

横長綴

一

作成。元々衆中宛。記載内容は（2）に同じ。（4）は「天保二年辛卯十二月吉日、土古山新田惣勘定帳」。土古山新田万右衛門・文右衛門の作成。元々衆中宛。勘定寄合、元々衆中検見二付入用など諸入用代金を書き上げ、割ふたもの。（5）は「天保三辛卯十二月吉日、土古山新田惣勘定帳」。元々衆中宛。新田経営に関わる飯米・人足代金・紙代金などの諸入用代金を書き上げたもの。

三一 土古山新田惣勘定帳

天保三・正

↓元々衆中

横長

一

○新田経営に関わる飯米・手伝人足代金、米春入用代金などを書き上げたもの。

三二 土古山新田惣勘定帳綴

（天保三・二～天保三・五）

横長綴

一

○四冊の合冊。（1）は「天保三年壬辰一月吉日、土古山新田惣勘定帳」。元々衆中宛。新田経営に関わる飯米及び人足代金などを書き上げたもの。（2）は「天保三年壬辰二月吉日、土古山新田惣勘定帳」。元々衆中宛。記載内容は（1）に同じ。（3）は「天保三年壬辰四月吉日、土古山新田惣勘定帳」。元々衆中宛。記載内容は（1）に同じ。（4）「天保三年壬辰五月吉日、土古山新田中勘定帳」。土古山新田万右衛門・文右衛門の作成。元々衆中宛。勘定寄合入用や触留帳入用についての紙代金など新田全体に関わる諸入用を勘定し、割り付けた分の請取帳。

三三 土古山新田惣勘定帳綴

（天保三・三～天保三・五）

横長綴

一

○六冊の合冊。（1）は「天保三年壬辰五月吉日、土古山新田惣勘定帳」。元々衆中宛。新田経営に関わる飯米及び人足代金などを書き上げたもの。（2）は「天保三年壬辰六月吉日、土古山新田惣勘定帳」。元々衆中宛。記載内容は（1）に同じ。（3）は「天保三年壬辰七月吉日、土古山新田惣勘定帳」。元々衆中宛。記載内容は（1）に同じ。（4）「天保三年壬辰七月吉日、土古山新田中勘定帳」。土古山新田万右衛門・文右衛門の作成。元々衆中宛。勘定寄合入用・新田四分積金など、新田全体に関わる諸入用を勘定し、元々衆に割り付けた分の請取帳。（5）は「天保三年壬辰八月吉日、土古山新田惣勘定帳」。元々衆中宛。新田経営に関わる飯米及

番号

表

題

年月日

作成者

受取人

形態

数

び人足代金など諸入用を書き上げたもの。(6)は「天保三年壬辰九月吉日、土古山新田壱ヶ月勘定帳」。元々衆中宛。記載内容は(5)に同じ。

三五

[土古山新田壱ヶ月勘定帳綴]

(天保三・二・天保三・二)

横長綴

○五冊の合冊。(1)は「天保三年壬辰十月吉日、土古山新田壱ヶ月勘定帳」。元々衆中宛。新田経営に関わる飯米及び人足代金などの諸入用を書き上げたもの。(2)は「天保三年壬辰十一月吉日、土古山新田壱ヶ月勘定帳」。元々衆中宛。記載内容は(1)に同じ。(3)は「天保三年壬辰閏十一月吉日、土古山新田壱ヶ月勘定帳」。元々衆中宛。新田経営に関わる飯米及び人足代金などを諸入用を書き上げたもの。(4)「天保三年壬辰十二月吉日、土古山新田壱ヶ月勘定帳」。元々衆中宛。記載内容は(3)に同じ。(5)は「天保三年壬辰十二月吉日、土古山新田壱ヶ月勘定帳」。元々衆中宛。勘定寄合入用など新田全体に関わる諸入用を元々衆に割り付けたもの。(6)は「天保六年乙未正月吉日、土古山新田年貢勘定帳」。土古山新田万右衛門・文右衛門の作成。元々衆中宛。年貢取高及び諸入用引高を勘定し元々衆に割り付けたもの。(4)は「天保十一年庚子十二月吉日、土古山新田御年貢米惣勘定帳」。土古山新田庄屋の作成。岡本儀兵衛宛。岡本儀兵衛へ渡す分の年貢取高及び諸入用引高を勘定したもの。

三五

[土古山新田年貢勘定帳綴]

(天保四・正・天保二・二)

横長綴

○四冊の合冊。(1)は「天保四年癸巳正月吉日、土古山新田壱ヶ月勘定帳」。元々衆中宛。新田経営に関わる飯米及び人足入用代金などを諸入用を勘定した分の請取帳。(2)は「天保五年甲午七月吉日、土古山新田勘定帳」。土古山新田万右衛門・文右衛門の作成。元々衆中宛。勘定寄合入用、使者代金など新田全体に関わる諸入用を元々衆に割り付けたもの。(3)は「天保六年乙未正月吉日、土古山新田年貢勘定帳」。土古山新田万右衛門・文右衛門の作成。元々衆中宛。年貢取高及び諸入用引高を勘定し元々衆に割り付けたもの。(4)は「天保十一年庚子十二月吉日、土古山新田御年貢米惣勘定帳」。土古山新田庄屋の作成。岡本儀兵衛宛。岡本儀兵衛へ渡す分の年貢取高及び諸入用引高を勘定したもの。

三六

土古山新田下用帳

天保六・七

元々衆中

横長

○七月分の人足代などの下用入用を勘定し割り付けたものの請取帳。

一

[土古山新田御年貢米勘定帳綴]

(大保七・七～嘉永四・三)

○六冊の合冊。(1)は「天保七年丙申七月吉日、土古山新田下用帳」。文右衛門の作成。元々衆中宛。七月分の人足代、飯米高などを勘定したもの。(2)は「天保七年丙申八月吉日、土古山新田下用帳」。文右衛門の作成。元々衆中宛。七月分の人足代、買物代、飯米高を勘定したもの。(3)は「弘化四年丁未十二月吉日、土古山新田御年貢米勘定帳」。土古山新田金次郎の作成。岡本儀兵衛宛。岡本儀兵衛へ渡す分の年貢取高及び諸入用引高を勘定したもの。(4)は「嘉永四年十一月吉日、土古山新田御年貢米勘定帳」。土古山新田庄屋の作成。岡本儀兵衛宛。記述内容は(3)に同じ。(5)は「戊年土古勘定覚」。岡本 清吉の作成。(岡本) 儀兵衛宛。記載内容は(3)に同じ。(6)は「土古勘定覚」。酉年一二月岡本清吉の作成。記載内容は(3)に同じ。

[土古山新田普請坪積之帳]

文化六・〇

横長
一

○作人ごとに田畠の長・幅・深・坪数及び代銀を記したもの。なお後半部は筆者が変わり作人ごとの歎歩が記されている。

[土古山新田立毛検見等帳綴]

(文化六・七～六・一〇)

横長
一

○三冊の合冊。(1)は「文化六歳己巳十月吉日、土古山新田立毛検見之帳」。立毛検見につき、新田内の地区ごとに糙米高及び引方の有無、引高を記したもの。(2)は「文化六年己巳十一月、土古山新田扣」。新田内の田畠の所在を作人を単位として区分したものを記したもの。(3)は「文化六年己巳七月吉日、土古山新田普請代金改々上帳」。新田内の普請代金の詳細を記し岡本・福嶋・本屋・藤屋の四者に出金を願つたもの。

[土古山新田御川堤土坪改帳]

文化六・三

横長
一

○作人ごとに田畠の長・幅・深及び坪高を記したもの。

[堤通惣坪高改帳・土古山新田御川御年貢取立帳]

(文化六・五～六・一)

横長
一

番号

表

題

年月日

作成者

受取人

形態

数

○二冊の合冊。(1)は「文化六年己巳五月吉日、堤通惣坪高改帳」。新田内の作人ごとに坪高を記したもの。元々衆宛に書上げだもの。合印あり。(2)は「文化六年己巳十一月吉日、土古山新田御川御年貢取立帳」。新田内地番ごとに畝歩、引方、取米を記したもの。

三二

[土古山新田壱ヶ月勘定帳綴]

(文政三・二～文政三・七)

横長綴

○六冊の合冊。(1)は「文政十二年己丑一月吉日、土古山新田壱ヶ月勘定帳」。元々衆中宛。新田経営に関わる飯米及び人足入用などの諸入用を書き上げたもの。(2)は「文政十二年己丑十月吉日、土古山新田中勘定帳」。土古山新田万右衛門・文右衛門の作成。元々衆中宛。惣勘定寄合など、新田全体に関わる諸入用を、元々衆に割り付けたもの。(3)は「文政十三年庚寅七月吉日、土古山新田勘定帳」。土古山新田万右衛門・文右衛門の作成。元々衆中宛。記載内容は(2)に同じ。(4)は「文政十三年庚寅四月吉日、土古山新田中勘定帳」。土古山新田万右衛門・文右衛門の作成。元々衆中宛。記載内容は(2)に同じ。(5)は「文政十二年己丑十月吉日、土古山新田壱ヶ月勘定帳」。元々衆中宛。新田経営に関わる飯米及び人足入用などの諸入用を書き上げたもの。(6)は「文政十二年己丑十一月吉日、土古山新田壱ヶ月勘定帳」。元々衆中宛。記載内容は(5)に同じ。

三三

[土古山新田壱ヶ月勘定帳綴]

(文政三・四～文政三・七)

横長綴

○四冊の合冊。(1)は「文政十三年庚寅四月吉日、土古山新田壱ヶ月勘定帳」。元々衆中宛。新田経営に関わる飯米及び人足入用などの諸入用を書き上げたもの。(2)は「文政十三年庚寅五月吉日、土古山新田壱ヶ月勘定帳」。元々衆中宛。記載内容は(1)に同じ。(3)は「文政十三年庚寅六月吉日、土古山新田壱ヶ月勘定帳」。元々衆中宛。記載内容は(1)に同じ。(4)は「文政十三年庚寅七月吉日、土古山新田壱ヶ月勘定帳」。元々衆中宛。記載内容は(1)に同じ。

三四

[土古山新田壱ヶ月勘定帳綴]

(文政三・八～文政三・三)

横長綴

○六冊の合冊。(1)は「文政十三年庚寅八月吉日、土古山新田壱ヶ月勘定帳」。元々衆中宛。新田経営に関わる飯米及び人足入用などの諸入用を書き上げたもの。(2)は「文政十三年庚寅九月吉日、土古山新田壱ヶ月勘定帳」。元々衆中宛。新田経営に関わる飯米及び人足入用などの諸入用を書き上げたもの。(3)は「文政十三年庚寅十月吉日、土古山新田壱ヶ月勘定帳」。元々衆中宛。新田経営に関わる飯米及び人足入用などの諸入用を書き上げたもの。(4)は「文政十三年庚寅十一月吉日、土古山新田壱ヶ月勘定帳」。元々衆中宛。新田経営に関わる飯米及び人足入用などの諸入用を書き上げたもの。

一

米及び人足入用などの諸入用を書き上げたもの。(2)は「文政十三年庚寅九月吉日、土古山新田壱ヶ月勘定帳」。元々衆中宛。記載内容は(1)と同じ。(3)は「文政十三年庚寅十月吉日、土古山新田壱ヶ月勘定帳」。元々衆中宛。記載内容は(1)と同じ。(4)は「文政十三年庚寅十月吉日、土古山新田中勘定帳」。土古山新田万右衛門・文右衛門の作成。元々衆中宛。惣勘定寄合など新田全体に関わる諸入用を元々衆に割り付けたもの。(5)は「文政十三年庚寅十一月吉日、土古山新田壱ヶ月勘定帳」。元々衆中宛。新田經營に関わる飯米及び人足入用などの諸入用を書き上げたもの。(6)は「文政十三年庚寅十一月吉日、土古山新田壱ヶ月勘定帳」。元々衆中宛。記載内容は(1)と同じ。

三五

御触留写

○役所上納金につき触状などの写しを綴ったもの。

宝曆二・三

白鳥町月行事

縦

一

三六

御触状

安永二・三・四

月行事・左兵衛

縦

一

三七

〔精進川通洲取上積見分帳・冥加普請人足献上帳〕

(天明三・〇・天明四・三)

横長

一

○奉行所よりの触状及び町の請状の写しを綴ったもの。濃州南宮寺社勧化につき触状ほか。
 ○二冊の合冊。(1)は「天明三年癸卯十月吉日、精進川通洲取上積見分之帳」。地持仲間の扣。流域の地区ごとに堤の長・幅及びその普請代金を記したものなど。(2)は「天明四年三月吉日、精進川通御冥加普請人足献上之帳」。裏表紙「神領地持中・木之免町・林木町・白鳥町・田中町・善福寺町・藏ノ前・なこやし神領地持中宛。地持」としてその献上人足数を書き上げたもの。

三八

当社講之帳

寛政六・正

白鳥町講中

縦

一

○講中掛代金及び神樂入用等を記したもの。講元は不明。

番号

表題

年月日

作成者

受取人

形態

数

三九

御触状之写

寛政10・6

旗屋町手代

縦

一

○奉行所よりの触状及び町の請状の写しを綴ったもの。出雲大社造営勧化一条殿姫君下向についての触状など。

三〇

御触状写

文化6・6

白鳥町月行司

縦

一

三一

御触状写

文化7・6

白鳥町月行司

縦

一

三二

御触状

文化8・初春

旗屋町丁代

縦

一

三三

御触状

文化10・正月

旗屋町丁代

縦

一

三四

御触状之写

文政元年・三

白鳥町月行司

縦

一

三五

御触状之写

文政三・正

白鳥町月行司

縦

一

三六

御触状留帳

天保五年

縦

一

番号

表題

年月日

作成者

受取人

形態

数

○浜村善左衛門（白鳥町月行事）宛の触状と同人作成の請状の写を綴つたもの。大納言通行につき掃除申付けの触状など。

三七

御触状留帳

天保二・正

白鳥町月行事司

縦

一

三八

御触状之写帳

天保二・〇

白鳥(町)月行(司)

縦

一

三九

御触状写

嘉永元・一

熱田白鳥町月行事司

縦

一

四〇

向伝馬人馬賃錢書上

嘉永二・三

福岡村惣役人

山中重左衛門

横半長

一

四一

御触状写

元治二・二

——

縦

一

四二

御触状留

慶応二・元

白鳥町月行事

縦

一

四三

御触状写年々季節大入用

(慶応四)

白鳥町月行事善三郎

縦

一

番号 表題 年月日 作成者 受取人 形態 数

○年々季節毎の定例触停止につき定例触書上。合冊として、大納言上京につき触、「定」等が末尾にあり。「此老冊後年ニ至候共必反古等致し候義、かたく無用たるへき者也」とあり。

四〇四
〔御調達金口数之覚・売渡証書〕

○一冊の合冊。(1)は「御調達金口数之覚」。丑年一〇月二二日、白鳥町月行事善三郎の作成。調達金出人数ごとに口数を記したもの。(2)は「永代売渡申家屋敷之事」。明治三年午二二月古田佐左衛門の作成。古田佐左衛宛。家作売渡証文。

四〇五
船宿職江付候書類記録

○熱田の船宿から船手役所、廻船衆中、奉行所等へ出された願書の扣を綴つたもの。年代は幕末のものと思われる。渡世筋助成願など。

明治二・三 河崎屋善三郎扣

四〇六
〔白鳥町留書〕

白鳥町月行事司

○鬼頭林之左衛門・内藤金兵衛他(奉行衆)より浜村善左衛門(白鳥町月行事)へ宛てた触書等を綴つたもの。他邦へ積出米之儀は差図の上積出すべき旨触状など。

四〇七
〔頬母子仕方等帳綴〕

○一冊の合冊。(1)は「取退頬母子仕方帳并口割人別」。頬母子につき初会より満会に至る一七回の金銭出入の詳細を記したもの。(2)は「頬母子講仕法帳」。版本。「熱田大宮司千秋伊勢守様御知行所」において広く流布したと思われる頬母子講運営に関する「綴」と「頬母子講仕方之覚」。講元総代はいづれも愛知郡野並村在。講諸事引請締方、同世話方は名古屋、愛知郡、丹羽郡、熱田神領地、海西郡に及んでいる。野並村は千秋家領。

番号

表題

年月日

作成者

受取人

形態

数

○状五四通一括。原表題なし。諸所よりいすれも白鳥町月行事・丁代等にあてられたものがほぼ年代順に綴られて
いる。前半は主に入別送り状。後半は主に熱田奉行所に提出した諸願書や永代売渡書。

四〇九

1 「白鳥町宗門御改帳」

(元禄七・三・延享元)

○二冊の合冊。(1)は「元禄十七歳申之三月、熱田白鳥町宗門御改帳」。白鳥町月行事伝六郎・同断善八郎の作
成。五人組一札、旦那寺一札を含む。(2)は延享二年丑三月、白鳥町町代伝四郎の作成。白鳥町の宗門改帳。
五人組一札、旦那寺一札を含む。

四〇九

2 热田白鸟町宗門御改帳

宝永六・三

白鳥町月行事重兵衛・

縦

一

同断七郎兵衛

四〇九

3 「白鳥町宗門御改帳綴」

(享保一七・享保三・三)

縦綴

一

○三冊の合冊。(1)は原表題なし。享保一七年の白鳥町宗門改帳。後欠。五人組一札、旦那寺一札を含む。

(2)は「享保拾八年癸丑ノ三月、白鳥町宗門御改之帳」。白鳥町丁代善八郎の作成。五人組一札、旦那寺一札を
含む。定夜番人宗門改一札を付す。(3)は原表題なし。享保二年辰三月の白鳥町宗門改帳。五人組一札、旦
那寺一札を含む。定夜番人宗門改一札を付す。

四〇九

4 「白鳥町宗門御改帳綴」

(明和二・三・明和六・三)

縦綴

一

○二冊の合冊。(1)は「明和二年酉三月、白鳥町宗門御改帳」。五人組一札、旦那寺一札を含む。(2)は「明和
六年丑三月、白鳥町宗門御□□」。白鳥町月行事伝四郎・同断庄吉の作成。五人組一札、旦那寺一札を含む。

四〇九

5 「白鳥町宗門御改帳綴」

(寛政元・三・寛政五・三)

縦綴

一

番号

表

題

年月日

作成者

受取人

形態

数

○三冊の合冊。(1)は「寛政元歳酉三月、白鳥町宗門御改帳」。白鳥町月行事治右衛門・同断篠吉の作成。五人組一札、旦那寺一札を含む。(2)は「寛政三年亥二月、白鳥町宗門御改帳」。白鳥町月行事佐兵衛・同断治右衛門の作成。五人組一札、旦那寺一札を含む。(3)は「寛政五年丑三月、白鳥町宗門御改帳」。後欠。五人組一札、旦那寺一札を含む。

四九
6

[白鳥町宗門御改帳綴]

○三冊の合冊。(1)は「寛政八歳辰三月、白鳥町宗門御改帳」。五人組一札、旦那寺一札を含む。(2)は「寛政十一年未三月、白鳥町宗門御改帳」。白鳥町月行事佐兵衛・同断十兵衛の作成。五人組一札、旦那寺一札を含む。(3)は「寛政十二年申三月、白鳥町宗門御改帳」。五人組一札、旦那寺一札を含む。

四九
7

[白鳥町宗門御改帳綴]

○三冊の合冊。(1)は「文化五年辰三月、白鳥町宗門御改帳」。白鳥町月行事和助・同断善三郎の作成。五人組一札、旦那寺一札を含む。(2)は「文化六年己三月、白鳥町宗門御改帳」。五人組一札、旦那寺一札を含む。(3)は「文化七年午三月、白鳥町宗門御改帳」。五人組一札、旦那寺一札を含む。

四九
8

[白鳥町宗門御改帳綴]

○三冊の合冊。(1)は「文化十二年亥三月、白鳥町宗門御改帳」。白鳥町月行事善二郎・同佐左衛門の作成。五人組一札、旦那寺一札を含む。(2)は「文政二年卯三月、白鳥町宗門御改帳」。白鳥町月行事助太郎・同断伝四郎の作成。五人組一札、旦那寺一札を含む。

四九
9

[白鳥町宗門御改帳綴]

(文政三・文政三)

(1)・(2)白鳥町月
行事伝四郎・同断治右衛門

美縫

一

○二冊の合冊。(1)は「文政三年辰三月、白鳥町宗門御改帳」。五人組一札、旦那寺一札を含む。(2)は「文政

縫綴

一

縫綴

一

番号 表題

年月日

作成者

受取人

形態数

五年午二月、白鳥町宗門御改帳」。五人組一札、旦那寺一札を含む。

四〇九 10 「白鳥町宗門御改帳綴」

(文政六・三～文政八・三)

○一冊の合冊。(1)は「文政六年未三月、白鳥町宗門御改帳」。白鳥町月行事伝四郎、同治右衛門の作成。五人組一札、旦那寺一札を含む。(2)は「文政七年申三月、白鳥町宗門御改帳」。白鳥町月行事治右衛門、同善四郎の作成。五人組一札、旦那寺一札を含む。(3)は「文政八年酉三月、白鳥町宗門御改帳」。白鳥町月行事伝四郎、同治右衛門の作成。五人組一札、旦那寺一札を含む。

四〇九 11 「白鳥町宗門御改帳綴」

(文政二・三～文政三・三)

○三冊の合冊。(1)は「文政十一年子三月、白鳥町宗門御改帳」。白鳥町月行事善三郎、同伝四郎の作成。五人組一札、旦那寺一札を含む。(2)は「文政十二年丑三月、白鳥町宗門御改帳」。差出記載なし。五人組一札、旦那寺一札を含む。(3)は「文政十三年寅三月、白鳥町宗門御改帳」。白鳥町月行事善三郎、同伝四郎の作成。五人組一札、旦那寺一札を含む。

四〇九 12 「白鳥町宗門御改帳綴」

(天保二・三～天保四・三)

(1)・(2)・(3) 白鳥
町月行事伝四郎・善三郎

○三冊の合冊。(1)は「天保二年卯三月、白鳥町宗門御改帳」。五人組一札、旦那寺一札を含む。(2)は「天保三年辰三月、白鳥町宗門御改帳」。五人組一札、旦那寺一札を含む。(3)は「天保四年巳三月、白鳥町宗門御改帳」。五人組一札、旦那寺一札を含む。

四〇九 13 「白鳥町宗門御改帳綴」

(天保五・三～天保六・三)

(1)・(2) 白鳥町月
行事伝四郎・善三郎

縦綴

一

○二冊の合冊。(1)は「天保五年午三月、白鳥町宗門御改帳」。五人組一札、旦那寺一札を含む。(2)は「天保

番号	表題	年月日	作成者	受取人	形態	数
----	----	-----	-----	-----	----	---

六年未三月、白鳥町宗門御改帳。五人組一札、旦那寺一札を含む。

四九	「白鳥町宗門御改帳綴」	(弘化二・三・弘化三・三)			縦綴	一
----	-------------	---------------	--	--	----	---

○二冊の合冊。(1)は「弘化二年巳三月、白鳥町宗門御改帳」。白鳥町月行事善三郎、同治右衛門の作成。五人組一札、旦那寺一札を含む。(2)は「弘化三年午三月、白鳥町宗門御改帳」。白鳥町月行事佐左衛門、同治右衛門の作成。五人組一札、旦那寺一札を含む。

五〇	「白鳥町宗門御改帳綴」	(嘉永二・三・嘉永四・三)			縦綴	一
----	-------------	---------------	--	--	----	---

○三冊の合冊。(1)は「嘉永二年酉三月、白鳥町宗門御改下帳、扣」。白鳥町月行事佐左衛門、同断治右衛門の作成。五人組一札、旦那寺一札及び「白鳥町増減帳」を含む。(2)は「嘉永三年戌三月、白鳥町宗門御改下帳、扣」。白鳥町月行事佐左衛門の作成。五人組一札、旦那寺一札を含む。明治二年九月の送り状一札の写が挿入されている。(3)は「嘉永四年亥三月、白鳥町増減帳、扣」。白鳥町月行事佐左衛門の作成。白鳥への引越参人及び同町よりの引越人死亡出生入を記したもの。

四九	白鳥町宗門御改帳	安政四・三			縦	一
----	----------	-------	--	--	---	---

○作成者記載なし。五人組一札、旦那寺一札を含む。

五〇	「白鳥町宗門御改帳綴」	(天保六・三・天保九・三)			縦綴	一
----	-------------	---------------	--	--	----	---

○二冊の合冊。(1)は「天保八年酉三月、白鳥町宗門御改帳」。白鳥町の家持の宗門を記したもの。(2)は「天保九年戌三月、白鳥町宗門御改帳」。白鳥町の家持の宗門を記したもの。白鳥町月行事善三郎、伝四郎の作成。「白鳥町之内五人組連判一札」も有り。

五一	「白鳥町人別御改帳綴」	(弘化三・正・嘉永三・正)			縦	一
----	-------------	---------------	--	--	---	---

番号

表

題

年月日

作成者

受取人

形態

数

○三冊の合冊。（1）は「弘化二年正月、人別御改帳 白鳥町」。白鳥町の職業と人別を記したもの。白鳥町月行司善一郎、差添佐左衛門の作成。（2）は「弘化四年未正月、人別御改帳白鳥町」。白鳥町月行事佐左衛門、差添治右衛門の作成。内容は（1）に同じ。（3）は「嘉永三年戌正月、人別御改帳白鳥町」。白鳥町月行事佐左衛門、同治左衛門の作成。内容は（1）に同じ。

四二

〔白鳥町宗門御改帳綴〕

（明治三・三～明治四・三）

（1）～（4）白鳥町月

縦綴

一

行事善一郎

○四冊の合冊。（1）は「明治三年正月、白鳥町宗門御改帳」。白鳥町の宗門を記したもの。「白鳥町五人組中連判一札」もあり。（2）は「明治三年正月、白鳥町増減帳、月行事善一郎」。白鳥町の転居・移住・出生・死亡した者を記したものなど。（3）は「明治四年未正月、白鳥町宗門御改帳」。白鳥町の宗門を記したもの。「白鳥町五人組中連判一札」もあり。（4）は「明治四年未正月、白鳥町増減帳」。白鳥町の転居・移住・出生死亡した者を記したものなど。

四三

〔白鳥町家並帳綴〕

（正徳五）

縦綴

一

○三冊の合冊。（1）「白鳥町家並（正徳というフセソ有り）」。白鳥町の屋敷の大きさ、由来、住人、地主、鍵数ならびに「東片輪人足役・銀役」を記したもの。（2）「正徳五年乙未六月吉日、白鳥町家並之帳」。内容は上に同じ。月行事六郎兵衛・味之助の作成。（3）「正徳五年、熱田白鳥町家並之帳」。内容は四二三一（2）に同じ。月行事六郎兵衛・味之助の作成。安永六年十月の書写。

四三 2 「白鳥町家並帳綴」

（享保六・九・元文三・七）

縦綴

一

○二冊の合冊。（1）「享保六年九月、白鳥町家並帳」。同町屋敷の大きさ、由来、住人、地主、鍵数ならびに「東片輪人足役銀役」を記したもの。（2）「元文三年正月、白鳥町家並帳」。内容は四二三一（1）に同じ。白鳥町丁代善吉の作成。

番号

表題

年月日

作成者

受取人

形態

数

四三 3 「白鳥町家並帳図面」

(宝暦八・文化三・〇)

○二冊の合冊。(1)「宝暦八年寅二月、白鳥町家並帳」。同町屋敷の大きさ、由来、住人、地主鍵数ならびに「東片輪入足役銀」を記したもの。白鳥町月行事又左衛門善三郎の作成。(2)「文化十三年子十月、白鳥町家並面」。白鳥町の家並を図面におとしたもの。

四三 4 「白鳥町家並帳綴」

(安永六・九・寛政四・六)

○一冊の合冊。(1)「安永六年丁酉九月、白鳥町家並帳」。白鳥町の屋敷の大きさ・由来・住人・地主ならびに「東片輪入足役・銀役」を記したもの。材木町丁代又三郎の作成。白鳥町月行事善三郎宛。(2)「寛政四年子六月、白鳥町家並帳」。白鳥町の屋敷の大きさ・住人・地主ならびに「東側人足役・銀役」を記す。白鳥町月行事善三郎の作成。

四五 「白鳥町御願帳綴」

(寛延三・三・宝暦七・二)

○3冊の合冊。(1)「寛延三年庚午三月、白鳥町御願帳」。同町善吉困窮のため江戸へ「奉公持」に行くことに関する願書。白鳥町月行事佐左衛門・善三郎の作成、奉行所宛。(2)「宝暦四年戊正月、白鳥町御願帳」。宝暦四年から六年まで、白鳥町月行事から奉行所宛。掛町勘七娘里よ白鳥町佐平治との婚姻、里よの宗旨の記述など。(3)「宝暦七年丑二月、白鳥町御願帳」。同年に月行事伝四郎・治右衛門より奉行所宛。木之免町理左衛門娘ゑんと白鳥町左平治との婚姻、ゑんの宗旨の記述など。

四五 「白鳥町留書」

(天保三)

役所

↓白鳥町月行事浜村善

縦

○原表題なし。「天保三年白鳥町留書」。触状を綴つたもの。

四五 「御触状写帳(白鳥)」

弘化三・九

白鳥町月行事司善三郎

縦

一

四七

安政六・九

願達留（白鳥）

○船人宿職八軒身情維持ならびに上納金免除願など。

四八

慶応三

白鳥町月行事善三郎扣

縦

諸願達書類集

○白鳥町月行事宛または同所から提出されたものをとりまとめたもの。白鳥町東側・西側の家並みの間数を記したものなど。

四九

（文化二三）

一

「人数改方心得」

○原表題なし。「人数改方心得之事」と「御達シ申上候口上覧」。

五〇

（明治四～明治六）

一

旗屋町

〔永代家屋敷売渡帳〕

○原表題なし。屋敷の永代売買について町代・庄屋などから出されたものを綴つてある。

五一

伝馬町

一

神領地売買改帳

○神領地内の屋敷・田畠売買につき、棹請者、買得者、地名、高を記したものの綴。

五二

延享一・閏二

一

熱田神領地歩目録

○熱田神領の土地所有形態 高数等を記したもの。熱田奉行の作成。

五三

一

神領地改寄帳（本遠寺）

○本遠寺の土地を上田・中田・下田・屋敷・寺内に整理しその大きさと高を記したもの。またそれぞれイ・ロ・ハの区別あり。表紙に（朱）「読合算当済再」とある

五四

一

神領地売買改帳

文久二・一〇

一

四五 神領地売買改帳

文久二・一〇

堀之内町清次・清次
郎・清九郎共

- 神領地内の屋敷・田畠売買につき、棹請者、買得者、地名、高を記したもの。掛町以外のものもある。
- 神領地内の屋敷・田畠売買につき、棹請者、買得者、地名、高を記したもの。

四六 神領地當時人別扣帳（名護屋所々扣分）

縦

- 神領地内の屋敷・田畠売買につき、棹請者、買得者、地名、高を記したもの。
- 神領地内の屋敷・田畠売買につき、棹請者、買得者、地名、高を記したもの。

四七 「田中町・富江町分神領地買得改寄帳」

縦

- 一冊の合冊。（1）「神領地買得改寄帳、町分、田中町」。神領地内の屋敷・田畠売買につき、棹請者、買得者、地名、高を記したもの。
- （2）「神領地買得改寄帳、富江町分」。記載は（1）に準ずる。富江町以外のものもある。

四八 社地棹請地買得本金返并二質地限有之分買得本金返限なし分質地限なし分改帳

縦

- 神領地内の屋敷・田畠売買につき、棹請者、買得者、地名、高を記したもの。又、「右ハ買得本金返并質地」。ある。又、「九冊物之内」とだけ有り。

四九 「田畠等級調・仕出帳」（西熱田村）

明治

縦

- 三冊の合冊。（1）「田畠等級寄蝶、西熱田町」。一番～四番までの地域の田畠の等級別の反数を記したもの。
- （2）「上ヶ畠横田川東等級調寄帳、岡山組」。一字～三五字まで（順不同・欠有り）。記載は（1）に準ずる。
- （3）「十字渕崎仕出帳」。一番～八番までの土地利用形態と反数を記したもの。

四元

一

五拾四字一ノ坪仕出帳（佐久間・中井）

○一番～四四番の田畠の反数、持高、稲米や地価・地主等を記したもの。「ヨミ合済」又「古田」の朱印有り。

惣高畠茶控記

明治六・三

○上巻、下巻、寺などの各番」との高数・貢米（田畠・屋敷）などを記したもの。

縦

一